

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録
<第11号>

令和7年第1回沖縄県議会（2月定例会）閉会中

令和7年4月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第11号>

開会の日時

年月日 令和7年4月11日 金曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後6時43分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 今後の委員会の進め方について
- 2 「ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書」について

出席委員

委 員 長	座 波	一
副 委 員 長	西 銘	啓史郎
委 員	宮 里	洋 史
委 員	徳 田	将 仁
委 員	新 垣	淑 豊
委 員	仲 里	全 孝
委 員	大 浜	一 郎
委 員	上 原	快 佐
委 員	玉 城	健一郎
委 員	新 垣	光 栄
委 員	仲宗根	悟
委 員	高 橋	真

委員 比嘉 瑞己
委員 当山 勝利
委員 大田 守

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知事公室基地対策統括監	又 吉 信
基地対策課長	玉 元 宏一朗
基地対策課副参事	大 城 美千代
総務部総務統括監	屋 我 はづき
人事課長	仲 村 卓之
行政管理課長	米 須 清剛
財政課長	真栄田 義泰

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

今後の委員会の進め方についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に事務局から、理事会の協議結果について(1)ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書を審査対象とし、執行部に質疑することについては、現時点における執行部の認識及び事実関係について確認するという事で、意見の一致を見た。(2)今後の参考人招致について、ア、参考人の範囲決定に関する基準及び方法、手順等について及びイ、次回の参考人候補については、意見の一致を見ることができなかった旨の報告を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書を審査対象とし、執行部へ質疑することについては、休憩中の事務局の説明のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

次に、(2) 今後の参考人招致についてであります。

ア、参考人の範囲、選定に関する基準及び方法等に関する手順について、及びイ、次回の参考人候補について、事務局から説明させます。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から説明)

○座波一委員長 再開いたします。

今後の参考人招致についてのうちのア、参考人の範囲、選定に関する基準及び方法等に関する手順については、参考人の選定に当たっては、論点整理と併せて、ある程度絞り込んでいく方向で、引き続き理事会を中心に、各会派間で協議しながら、委員会で決定していくこととしたいと思います。

次に、次回の参考人候補について、招致することを諮ります。

休憩いたします。

(休憩中に事務局から、改めて理事会における協議内容について説明を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

地方自治法上、百条委員会において証人として呼ぶことができる関係人とは、調査の対象に関する関係を有する全ての人を指し、調査を行う上で関係があると議決すれば、関係人となるとされております。参考人についても同様に、範囲を特定するようなものはないということですが、参考人の選定に当たっては、論点整理と併せて、ある程度絞り込んでいく方向で引き続き、理事会を中心に、各会派間で協議しながら、委員会で決定していくこととしたいと思います。

これまでと同じような流れですよ。

ただ基準とか、そういう範囲とか決めれるものではないということです。
休憩いたします。

(休憩中に、新垣光栄委員から、参考人の選定に当たっては、論点を絞りある程度整理をする必要がある旨の提案があり、そのとおりに進めていくことで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

休憩中に御協議したとおりの合意ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

次に、次回の参考人候補についてをお諮りします。

本件は、挙手により採決いたします。

理事会で合意を見なかったということで、挙手による採決をします……。

○比嘉瑞己委員 採決の前に、今言ったように論点を整理して、何を確認したいのか。その理由の説明がないと決も取れないと思うんですけど、改めて…
…。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致の人選について協議が行われた。)

○座波一委員長 再開いたします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 次回の参考人候補につきましては、なぜこのような人選になったかと申し上げると、今までの参考人招致の中において、ほとんどの方が何も知らない。決裁をした覚えもない。そのようなことで一体全体この9年間何をしてきたんだと。公金を支出をしてきたアメリカの事務所について、誰も知らないというのは非常に理解が難しい。だから、この調査検証委員会の中でもそのような疑義が出てきたんだろうと。それは私たちの議会の中で公金をしっ

かりと支出するためには、私たちのチェック機能が必要である。

今回の人選については、新外交イニシアティブの代表。自分がこれを進言したというふうにメディアにも語っていますし、ホームページにも載せていることがあります。ですので、その最初の取っかかりをつくって、関わったのだろうということがありますので、お聞きをしたい。

あと翁長知事の元特別秘書に関しましては、御身内ということもあるかもしれないけれども、当時の副知事、知事公室長、それと統括監の方々がほとんどこの実態を知らないという発言がありました。ですので、特別秘書として当時翁長知事を支えていた特別秘書について、当時の状況を確認をしたいということでもあります。

それとワシントンコア社の社長に関しましては、すべてコア社を通してこの事業運営がされていたという実態が明らかになっています。ワシントンコア社を通して公金がいろんな動きをしていて、その解明に非常に困難を来してきたという事実があります。いまだに100%分かっているわけではありません。ですので、ワシントンコア社がどのような役割を担って、どのような支出項目とどのようにしていたのかというのは、これはつまびらかに聞く必要が僕はあるというふうに思っております。

また、ワシントン駐在に関する調査検証委員会の委員長に関しましては、3月末までの情報での検証結果として公表されましたけれども、これまで私たちが調査をしていた中で、持たれてきた疑義について、ある程度そのような方向性が裏付けられたからというようなことが垣間見えます。しかし、全容解明には至っているわけではありません。しかしながら、この調査委員会の委員長として、法律の専門家としての見地として、私たちはその見地をしっかりと確認する必要があるというふうに思います。

また、浦崎元副知事に関しましては、当時の翁長知事のもう1人の側近中の側近という立場でございました。前の安慶田副知事につきましては、全て知らないということでしたので、浦崎さんまで知らないのかなということだけは少し確認をさせていただきたい。そういうことでの参考人招致についての提案だというふうに私は思っておりますので、よろしくお願いします。

○座波一委員長 以上の内容であります、それに基づいて全会一致という形では……。

○上原快佐委員 大浜委員から御説明あった内容については、今説明は理解できますけれども、ただしかしながら、この5人のうちの4人については、実際

のこの実務に携わっているとは、私は言い難いではないかと。ましてや執行権者でもない。そういった方々を呼び続けると、それこそ参考人がもう無限に広がっていってしまうんじゃないかというふうに思っております。なので私としては、参考人を呼ぶ方については、しっかり質疑ができると、質疑をやった中で、解明に繋がるような形での参考人を呼ぶべきであろうということなので、ワシントンコア社については、もちろん実務に携わっていましたので、そこを呼ぶべきだと思いますけれども、それ以外の4人については呼ぶべきではないというふうに思っております。

以上です。

○大浜一郎委員 今の御意見に関して、しっかり答えられるべき人が今までいないから、今まで聞いても誰も答えきれないから、だから、これをこの人たちを呼んで確認をさせていただきたいということなんです。ちゃんとしゃべる人が今までいるんだったら、ここまで呼ぶ必要はなかったのかもしれない。今まで何も誰も知らない、ここから知らない統括監でさえ知らないという。これは知らない知らないで何で9年間続いてきたのというのが本音であります。ですので、当時関わっていたであろうという方、そしてそれを検証した専門家の意見、僕はそれを聞くのは、我々の問題究明というか事実をしっかりと県民に知らせるためにおいても、重要な仕事だと思います。

○座波一委員長 ほかに意見はありますか。

意見は意見として聞きます。

○比嘉瑞己委員 私も上原委員と同じ考えなんですけれども、確かに関わった方たち多くいると思うんですね。この証言得られたとしても、実際にこの行政機関としての意思決定がどうだったのかを私たちは調べているので、上原快佐委員が言ったように、行政機関として執行に関わった者たちに集中して、私は調査すべきだと思います。なので、ワシントンコア社を呼ぶことについては異議ありません。

以上です。

○仲里全孝委員 5人のメンバー、これまで我々が代表質問、一般質問、予算特別委員会でもですね、いろんな質疑をしている中で、何らかの形で関わっているんですね。いろんな自分から自ら、広報出したりいろんなことに関わっているんですよ。これ我々は、調査の権限を持っている百条委員会としては、

内容を細かく確認すべきだと。そういうふうに、この5名の参考人招致については、妥当ではないのかなとそういうふうに思います。

以上です。

○座波一委員長 賛成、反対の意見も出ました。

結局意見の一致を見ないということであります。

○上原快佐委員 意見の一致を見ている部分もあるんですよ。

ワシントンコア社については、我々否定していないので……。そこは意見が一致しているんです。

○新垣淑豊委員 ちょっとだけ意見させてください。

ワシントンコア社、私もこれ必要だと思っておりますし。例えば、我々この特別委員会にも資料が出されていないのがいっぱいあるんですよ、多分ね。開示されていないとかですね。その内容もしっかりと確認しなければいけないと思っているので、私はこの竹下委員長、ぜひ呼んでいただきたいと思っておりますし。この間の安慶田副知事の話の中でも、確か会議の中で浦崎副知事が出たんだよという話をされたと思います。だから、そこは浦崎副知事本当はどうだったの、その時どんな話したのというのは、やっぱり聞くべきだと思っております。新外交イニシアティブの代表の方に関しては、先ほど玉城健一郎委員からあったので、私エアドロップで送りましたけれど。ちゃんと御自分が関わったと、提案したということを明確にされているので、そことどういう仕組みでどんな提案をしたということは、やっぱり聞くべきではないかというふうに思っております。

あと、特別秘書に関しては、もう翁長知事からどんな話があったのと、これは僕しっかり聞くべきだと思いますけれども。なので、先ほど意見の一致を見ているという話もありましたけれど、私はこの5人全員ちゃんと呼んでお話を聞くべき方々だと思います。

以上です。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、採決の順序及び方法について確認を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りします。

ワシントンコア社代表取締役社長を参考人として本委員会に出席を求めることについては、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

次に、参考人招致の候補者が4人いますので、その招致についてもお諮りいたします。

新外交イニシアティブ代表、翁長知事の元特別秘書、ワシントン駐在に関する調査検証委員会委員長及び元副知事浦崎氏の4名を参考人として本委員会に出席を求めることについては、挙手により採決いたします。

なお、挙手しないものはこれを否とみなします。

それでは、お諮りいたします。

この4人を招致することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○座波一委員長 挙手多数であります。

よって、さよう決定しました。

次に、次回の日程について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から今後の各会派の日程状況等について説明を行い、各委員の都合を調整した結果を踏まえて、参考人との日程調整を進めることで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

今後の日程については、休憩中に御協議したとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。
休憩いたします。

午前11時53分休憩
午後 1 時31分再開

○座波一委員長 再開いたします。

ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書についてを議題といたします。

本日は説明員として、知事公室長の出席を求めています。溜政仁知事公室長は別用務があるため、本日は基地対策統括監での対応となっております。

それでは、ただいまの議題について、基地対策統括監の説明を求めます。
又吉信基地対策統括監。

○又吉信基地対策統括監 それでは県が設置いたしましたワシントン駐在に関する調査検証委員会の報告書の概要について御説明いたします。

タブレットに資料参考として通知しております。

1 ページを御覧ください。

報告書の概要は、基本的に報告書の構成に沿った形で掲載しております。

まず1、ワシントンDCオフィス社の設立についての問題点として、まず(1)日本における問題点が示されております。

具体的には、ア、ワシントンDCオフィス社の設立手続についての問題から、2ページのイ、公有財産登録手続についての問題、ウ、財産状況報告手続についての問題、エ、営利企業従事許可手続についての問題が指摘されております。それぞれの指摘について、指摘の概要と対応状況を記しております。

3 ページを御覧ください。

設立についての問題点のうち、(2)米国における問題点として、非弁行為の問題が指摘されており対応状況を記しております。

ここまでの設立に関する問題点です。

続きまして2、ワシントンDCオフィス社の運営についての問題点といたしまして、まず(1)ワシントン事務所における問題点が示されております。

具体的には、ア、贈与や移転価格を含めた税法上の問題から、4ページのイ、ビザ申請書の記載内容の正確性の問題、ウ、FARA登録におけるコンプライアンス違反の懸念、5ページのエ、ガバナンス及びコンプライアンスの問題、オ、内部統制上の不備、カ、決裁手続に関わる引継ぎ方法の問題が示されてお

ります。

それぞれの指摘について、指摘の概要と対応状況を記しております。

6 ページを御覧ください。

運営に関する問題点のうち、(2) 所管課における問題点といたしまして、
手続の瑕疵の治癒を怠った問題及び背景が指摘されており、県としては、現在
担当を2名配置するなどし対応しているところです。

次に3、今後のあるべき姿といたしまして、設立時の瑕疵が連鎖する形で、
その後の運営も含めて違法となる可能性が否定できないこと、いま一度、原点
に戻って、十分な検討を行うべきことが指摘されております。

7 ページを御覧ください。

今後の県の対応を記載しております。

ワシントンDCオフィス社について、現時点では解散を念頭に手続を行うこ
ととし、今後3か月程度で所要の手続を行うこととしております。

その上で、駐在機能の再開に向けて、庁内でワシントン駐在の役割を改めて
検討いたします。

その後、適切な専門家の意見を伺い、役割に応じた新たな体制について検討
いたします。

検討に当たっては、調査検証委員会報告書の指摘内容も踏まえて、同様の指
摘や疑念を招かない高い透明性の確保を大前提とし、所要の法的手続を含め詳
細に検討を進めることとしております。

これらの検討を踏まえ、適切な時期に県議会に報告し理解をいただいた上で
公表することを想定しております。

報告書の概要に係る説明は以上です。

○座波一委員長 基地対策統括監の説明は終わりました。

これより、ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書についてに対する
質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、
重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 統括監、こんな粗い説明でいいのかという気がします。こ
のものを、私たちがもらったのは何時でしたか。私たちももらって目を通しま
したけれども、今の説明でもう十分説明責任を果たしているとお思いでしょう

か。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員長から、冒頭の執行部説明はなるべく短くするよう私が指示した旨の説明を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 まず今回、我々が百条委員会で要求してこの場が設定されたと私は考えていますけれども。執行部としては県民への説明、県議会への説明をもともといつ頃どのように行おうとしたのか、お答えください。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から質問の趣旨について説明を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

又吉信基地対策統括監。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

我々のほうとしては、この検証委員会を詳細に分析、対応を含めてやりながら、その対応状況が整った段階で説明するという事を考えておりました。その前にちょっと今回のがあったものですから、今取り急ぎ、まとめられる部分という形でまとめたものでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員 当初予算では、我々はもう全額削除して予備費に回しました。その中で現時点4月の、もう今日11日ですから、新年度になって11日たっていますけれども、今現在、ワシントン事務所はどのような状態になっているのか、お答えください。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

今、先ほど申し上げましたけれども、閉鎖に向けた形で対応しているところ

でございます。具体的に言いますと、ワシントンコア社のほうと4月1日付で今、随意契約を行って、今その手続を進めているというところでございます。

○西銘啓史郎委員 4月1日に随意契約をしたとありましたが、これまでは公募型で契約をしたと思うんですけれども、随意契約になった理由とそれから額等は全く我々は聞いていませんけれども、どのような契約概要でしょうか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

委員おっしゃるとおり、今までは企画公募提案という形でやっていました。令和7年度については、議会のほうでいろいろな御議論があって、最終的に県は7か月分の予算という形で提案したんですけれども、最後がどのような形で予算になるかというのが見通せなかったものですから、ちょっと公募については間に合わない、あるいは不適切というふうな考えでですね、特命随契という形で予定しておりました。

今現在やっているのは214万4000円という形で契約しておまして、ワシントンコア社で今取りあえず1か月分の支援の委託契約をしております。内容を見ながらもう少し必要であれば、あと少し期間延長をしていくというふうな形で考えているところです。

○西銘啓史郎委員 今のこの予算は何費から充当していますか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

予算については、予備費のほうから1057万円を4月1日付で充用しているところでございます。

○西銘啓史郎委員 非常に不可解っていいですか、私たちは予備費に回しました、その時に予備費からなかなか運用ができないみたいな旨を、当時、総務部長からの説明を聞いたような気がするんですけれども。要はこれはもう議会にも何も諮らずに、随意契約で1057万円を計上して執行するってことですね、確認です。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

確かに1057万予備費から充用いたしました。ただ執行については、終わる状況を見ながらですね、少しずつ延ばして行って、終われる段階ですね、見ながら全額執行になるかどうかというのはその時の状況次第だというふうに考え

ております。

○西銘啓史郎委員 今の説明を聞いていても、何かこう腑に落ちないというか、私たちが議決をした重みとか、それからいろんな思いが全く伝わってないのになって気がします。

もう一つ確認しますけれども、今現地で雇用してる方もいますよね、職員ではなくて。そういう方とかのものも、今どうなっているかちょっと簡単に説明してもらっていいですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

先ほどお話したコア社と契約して214万4000円中には、現地で雇用している方の4月分の給与、それとワシントン事務所の家賃等ですね、そういう経費が計上されているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員 これ1か月分、先ほど3か月かけて何とかっていろいろありましたね、何でしたか。今後3か月程度で司法手続を行うとありますけれども、この今の1か月分は、1か月でこの現地雇用の方も解雇になるという理解でよろしいですか。

○又吉信基地対策統括監 取りあえず1か月分ということですね、今からまた閉鎖に向けて、どのような業務が具体的に発生するかというのはありますので、この業務の進捗具合を含めながら、この現地の雇用についても4月まで、そのあとも延ばすのかというのは検討していきたいというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員 再度確認しますけれども、この随意契約であったり、予備費から充用することはもう全く議会にも報告は何も必要ないということをやっているという理解でいいですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

予備費からの充用については、知事の先決、知事限りでできるというふうに認識しております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 先決でできるにしても、我々議会に対してこれだけこの2月定例会でもめた案件を、先ほど冒頭申し上げましたけれども、議会に対する説明をいつ行おうとしたのか。私たちが今回百条でお願いをして、皆さんがここに来たわけですよ。ですから正直言うと、知事がぶら下がりでもう廃止に向けてやるとかっていうことを我々がぶら下がりの新聞記事しか見てませんし、執行部から何の説明も受けていません、今後どうしたいかも。ですから要は簡単に言うと、議会の軽視じゃないかなと私は思うんですよ。もちろん専決でできる権限はあったとしても、それを全く議会にいつ説明しようとしているのかも分からない、現状もどうなるのかも分からない。

それでちょっと次の質問に行きますけれど、この県の対応の中に書いていますけれども、駐在機能の再開に向けてということがあって、専門家の意見とかそれから役割に応じた体制を検討するとありますけれども、検証委員会の指摘内容をこの後、我々会派からもいろいろ意見、質問が出るとは思うんですけども、皆さんは先ほど軽く説明してもらった中でも、私から見ると非常に簡単に考えているんじゃないかなと、検証委員会の指摘をね。もっと切実に考えたら、もっと早い動きとかいろんなやり方があると思うんですけども、まず再度質問しますけれども、この再開する主体というのも、先ほど適切な時期に県議会に報告しとありますけれど、これ議決はいらないという理解でいいですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

この予算を計上するに当たっては、県議会の議決が必要ですので、予算の際には議決をお願いするということになると考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 そろそろまとめに入りますけれども、流用する知事の権限として先決でやる。それに対しても今初めて報告というか、我々は耳にしましたけれども1057万円、それから1か月分の214万っていうのも今初めて聞きました。こういうやり方が我々問題があるんじゃないかとずっと指摘しているわけですよ。権限はあるかもしれません。

しかし、議会や県民に説明する義務もあると思います。ですから、権限だけを主張して議会には後回しでいい、または議会にも何も我々が求めなければ、多分この話っていうのはいつ報告があったか分かりませんが、今日この場で明らかになるっていうのは非常に私は違和感を感じます。これは全て皆さんの対応の仕方ですよ。今日、公室長がいないので、この百条より重たい公務があったというふうに思いたいんですけども、本来は私個人的にはここを優先

してほしかった。どういった公務か分かりません。ぜひ、これはお願いしたいと思う。百条委員会を軽視しているってことは……。

ということで、お願い事が幾つかあるんですけども、調査検証委員会に出された資料とかはですね、全て提出するべきだと思うので提出をお願いしたい。それからワシントン事務所に保管されてるような書類も、我々この調査検証委員会で知らないメールのやり取りなんか、初めて議会での委員会での答弁なんかで全く聞いていないことがありました。それはもう百条委員会を軽視しているとしか私たちは思いません。それをしっかり指摘をして資料の提出をお願いしたいと思います。

ちょっと昨年10月以降に行われた答弁のいろんな根幹を覆すような結果報告となってますけれども、知事公室長として、今日公室長はいないので、統括監として過去の我々の答弁と今回の報告書の整合性を確保できていると考えているか、お答えください。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

執行部のほうとしては、昨年12月に株式会社と相当する会社の追認の手続、それと公有財産の登録、それと営利企業従事許可、それと2月議会への経営状況の報告という形で法的に不備があったものについては手続は行っていたというふうに認識しておりました。そういう立場でそれまでは答弁しておりました。

しかしながら、今回のこの調査検証委員会のこの報告書によると、そういう手続が事実関係を踏まえて、法律関係を踏まえていろいろもう重なってきてですね、最終的には、違法となる可能性は否定できないというようなことがありましたので、それを踏まえてですね、そういうことを受け止めて閉鎖せざるを得ないだろうというふうな判断に変わったものでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員 私の質問は以上で終わりたいと思います。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 ワシントン駐在に関する調査検証委員会の報告書、10ページのほうに記載をされておりました(3)にですね、財産状況報告の手続の問題ということであります。その対応状況の報告はどちらに当たりますか、お伺いたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

今委員の御質問は、今日御説明をした資料の中でどれに当たるかということだったと思いますけれども、今日御説明をした資料の2ページ目の中段ちょっと上ぐらいからですね、イのところからだと考えておりますけれども、公有財産登録手続についての問題ということで、これが本文の10ページに当たるというところでページ数を書いております。イのところでは指摘の概要については株券が公有財産台帳に登録されていなかった、そして対応状況につきましては令和6年12月24日付で台帳に登載をしたと、そして関連して、ウのところですけども、その次の行ですけども財産状況報告手続についての問題、これも10ページに御指摘がされております。これについては地方自治法第243条の3第2項に基づく経営状況の議会への報告がなされていなかったという御指摘です。これについては対応状況として、令和7年2月10日付で議会への報告を行ったということでございます。

以上です。

○高橋真委員 では、今答弁いただいた財産状況報告手続についての問題に対する対応についてであります。県当局としてはこれで対応は完了だと思っておりますか、ほかにもまた対応する予定があるのか、お伺いさせていただきます。

○玉元宏一郎基地対策課長 県としては、まず当面この対応をさせていただいたところですけども、現時点では、これで一旦対応ができたというふうに考えておりますけれども、今後この報告書を検証していく上で何か必要なことがありましたら、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○高橋真委員 財産状況報告手続についてでありますけど、このワシントンDCオフィス社というものはですね、地方公会計上、連結対象会社となるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員、申し訳ございません。

今の御指摘の連結対象になるかということについては、まだ詳細に検討はされておられませんので、引き続き今の御指摘のようなことがあるのかどうかを総務部とも連携をしながら検討したいと思っております。

○高橋真委員 あるから指摘をしながら質問させていただいているわけであり
ます。ということは、この対応はまだ不十分だという認識でよろしいでしょ
うか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回の報告書に対する対応につきましては、我々
がこれまでやるべき、実施すべきと思っていた対応については先ほど申し上げ
たとおりなんですけれども、今回の検証については法律的な観点で、専門家の
方から詳細なまだ数多くの指摘をいただいておりますので、これについては一
つ一つ改めて検証をして、どういう対応が必要かということを考えていくとい
うことが、まず我々が今回、これからやっていくことになるかと思ってお
ります。

○高橋真委員 地法公会計上もですね、これは法律的な対応ではないんでしょ
うか、お伺いいたします。

○真栄田義泰財政課長 再度、確認させていただきたいという前提でお答えし
ますが、連結の部分については地方財政健全化法の1つの項目だったと記憶し
ています。

○高橋真委員 ということは、連結の必要がある可能性があるということでは
ないか。

○真栄田義泰財政課長 このワシントンの関係の団体のまだ中身がちょっと確
認ができていませんので、今の時点であるかないかというのは、答えというの
をちょっと確認してからさせていただければと思います。

○高橋真委員 では、まだはっきりと答弁ができないということでもあります。
しっかりと確認をして、この委員会に報告をしていただきたいと考えてお
ります。

検証委員会のまた同じ報告書の10ページになりますけれど、1番(4)の一
番下段のほうになります。

これは営利企業従事許可手続及び人件費の取扱いについての問題についての
報告の中からありますが、このワシントン駐在職員に対する給与は県から直
接支給をされていたということで、その取扱いを含むワシントン事務所の運
営に関する件と、このDCオフィス社の取決め等が存在しない状態であったとい

う、いわゆるガバナンスの件でありますけれど、なぜそういう取決めになったのでしょうか。それは、この報告書ではどこで報告されているか教えてください。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

まずこの報告書でいいますと、2ページ目のエのほうで営利企業従事許可についてだけ述べられております。営利企業従事許可については、令和6年度分については令和6年12月26日付で、12月26日から令和7年3月31日までの営利企業従事許可をもらっています。

今年度分については、3月26日付で許可を得ているということでございます。ここに書いてあるとおり、県とこのDCオフィス社については何ら文書等で、あるいは契約等で取り交わしたものはございません。県としては、恐らく駐在という形で県職員の身分を持っていると、それとワシントンDC社の役員として身分も併せて持っているというところで、両方どちらも動けるといったらあれですけども、それで何らそういうふうに関わりなくとも問題ないというふうに考えたのかなと考えております。

しかしながら、法人格としてやはり別法人ですので、御指摘にあるとおりですね、何らかの文書なり協定書とかですね、そういう取決めが必要だったのかなというふうに考えております。

○高橋真委員 現時点でも取決めが必要だったのかなのレベルでありますか。お伺いいたします。

○又吉信基地対策統括監 すみません、これももう少し精査した上で、今現時点でもまだ本当に必要かどうかというところですね、まだ判断しているところがございます。

○高橋真委員 これはもう議会の質問とか、質疑でも、他の課の海外駐在派遣の部分においても協定なり、覚書なり、そういった取決めをしっかりとやっていたという背景をなぜ生かせなかったという指摘が相次いであったと思います。それを真剣に受け止めていただかないと非常に困るなと思ひまして、しっかりとこれはまだ回答ができないということであれば、しっかりと回答していただければと思います。

続いて11ページ、これは調査報告書の11ページの部分であります。これ非常に大きな問題だと思ひます。米国における問題点(1)、非弁行為の問題。こ

のコア社による11ページの御指摘というのは、検証委員会の指摘というのは非常に重いと考えております。その法律の専門家でなければこの指摘が出なかった、分からなかったかなというふうな思いもありまして、この非弁行為に関することでありますけれど、委託先のコア社によるこの非弁行為の疑いが指摘をされているところはとても重大と考えておりまして、非弁行為を堂々としてきたそういった会社なのかなと思ってしまいうんですけど、これに対する対応というのは、この報告書ではどこに掲載されていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

今の委員の御質問も、先ほど御説明した資料の中でどこに触れているかということかと思っておりますけれども、これについては3ページ目の上のほうに(2)として書いておりまして、(2)の米国における問題点のAのところでございます。非弁行為の問題として指摘をされている概要が、まずは県が法務助言を含む業務を法律事務所ではないワシントンコア社に委託しており、同社が法律事務所に再委託することにより、非弁行為となる可能性が否定できないという御指摘でございます。これに対する対応状況を下のほうに書いておりますけれども、非弁行為との疑念を持たれないよう令和7年度においては、県が直接法律事務所と契約する方向で調整をしているということでございます。

以上です。

○高橋真委員 非弁行為となる可能性がもう否定できないということが、専門家から指摘を受けているこういう中でですね、今後はこの法律事務所と直接契約する方向で今調整中だということでもありますけれど、その前にこの委託したコア社の事実確認をするのが先ではありませんか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

今のお答えの中で私どもは、まずは令和7年度のお話をしてしまいましたけれども、その前の令和6年度にこの問題が上がってきた後からですけれども、ワシントンコア社にも連携を取ってといたしますか、コミュニケーションを取って、今回の再委託の、これまでずっと再委託でやってきたという中で、これが非弁行為に当たるのかどうかについてのやり取りはさせていただいており、私どもとしては、今これが直ちに非弁行為となるかっていうところの判断まではしていないとありますけれども、ワシントンコア社との事実確認については行っているということをまずお答えできたらと思っております。

令和7年度についてはですね、先ほど又吉統括監のほうからお話があったと

おり、まず基本的には、ワシントン事務所を閉じる方向で今作業を進めるわけですけれども、県議会から議決を得たということは非常に大きいことですので、閉じるにもですね、少し予算と人手とあと手続が必要になってまいります。そのために当面の閉めるための手続をするためにも、一部法律事務所との委託契約が必要だということが出てくるわけですけれども、それについてはコア社への再委託という方式ではなくて、今回は直接、法律事務所と契約をする方向で今調整をしているということでございます。

○高橋真委員 すみません、丁寧に今後の方向性まで答弁をいただいたのはありがたい話なんですけれども、私が事実を確認しているのは、ワシントンコア社が違法行為をしたんじゃないかと、それに県も関与してないかとそれも心配しているわけですよ、要は。だから、最初に今後は非弁行為の疑念を持たれないようにの前に、前にですよ、ワシントンコア社とこれしっかりとその今までやってきたことを精査する必要がある、またもし違法行為とかやってきたのであれば、それをどのように精算ではないですけど、ある意味もしですよ、仮に県が知らないところでやられていたんだったら、もう求償になると思うんですよ、そういう意味では。でもそこにまた県が絡んでいたら大きな問題ではあると思っています。なので、その方向性の前に、今までの非弁行為だと疑われているものについて、しっかりと精査して報告をしていくべきじゃないかと思うわけでありまして、どうでしょうか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

ワシントンDCオフィス社に関する法律事務につきましては、ワシントンコア社がわざわざ県のほうに再委託申請という形で行っております。県はその再委託申請について承認をしたというのが平成27年4月1日付で行っております。一方現地においてですね、駐在職員がこの法律事務所と県、ちょっと県なのか、ワシントンDCオフィス社の立場でやったか分からないんですけども、当時の初代所長のほうが、この法律事務所のほうと直接交わした契約書が存在しております。そのために、この非弁行為に当たるのかどうかとか、ちょっと今のところ判断しかねるところで、恐らくそういうのを避けるために、駐在のほうと直接やったのかなという気はするんですけど、その辺り確認含めて、もう少し時間が必要なのかなというふうに考えております。

○高橋真委員 非弁行為のお話でありますけれども、では当時の駐在の初代所長は、契約をする決裁権限が与えられたということですね。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

駐在については決裁等の権限は特に、県の組織としての決裁については権限はございません。

○高橋真委員 では、今統括監が答弁されているのは、なぜ駐在職員が個人で弁護士事務所と契約をして、その何かグリップになっているとか、エッジになっているとか、保険になっているとか、そういうような答弁なされるのか少しよく分からないんですけど、どういう意図なんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員が混乱されるのもよく分かる状況かと思えますけれども、私たちが予算を執行するに当たっての契約は、県からワシントンコア社に一本で契約をしております。少なくとも当時ですね、2015年当時は、それでワシントンコア社ができないような業務、その中のうちの一つで弁護士とか、会計士とか、あと例えばマーキュリーとか、そういう会社に業務をお願いしたい場合には再委託という手続を当時取っていたわけです。それは県としての契約の中では、この流れ1本で済んでいたというふうに我々としては当時認識していたわけです。けれども、実際に現場では、それだけでは現地の法律事務所では契約の手続として足りないと思ったのかというところの検証が必要だと思えますが、それとは別で現地の事務所の所長と書類の取り交わしをしている。それはクライアントと弁護士事務所との関係を明確に、現地の言語でやるためにされているんだろうと思えますが、そういうことがなされていて、それについて、最近まで我々はあまりそこを把握していなかったところが現状だということでございます。

○高橋真委員 様々あると思うんですけど、非弁行為と疑われてる以上はやはりここはしっかりとまとめて報告をすべき話ですし、参考人の発言とも様々一致しない、非常に疑義を持っている観点だと思います。これは非常に重要な問題だと思っておりますので、しっかりと精査をしてまた報告をいただけるようよろしくお願いいたします。

もう一点行きます。これは報告書16ページになります。この16ページの中に(4)、下段のほうでありますけれど、ガバナンス及びコンプライアンスに問題があるというふうに指摘をされておまして、次のページには、また内部統制の情報伝達が必ずしも機能していなかったこと、すなわち内部統制の不備があったことを意味しているというふうに指摘をされております。このことにつ

いての対応については、この報告書ではどこで書かれていますか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員御指摘の調査検証委員会の報告書の16ページに書かれている部分から、(4)のところからだと思いますが、これは私ども今日、お示しをした報告書についての説明資料の中の5ページの上のエからになるかと思えますけれども、エのところではガバナンス及びコンプライアンスの問題というところで指摘の概要と対応状況を記載をしております。

まず指摘の概要につきましては、ワシントンDCオフィス社の株主総会の議事録が存在しない年があり、最低限の会社法のコンプライアンスとガバナンスに問題があるという指摘でございます。これに対する対応状況につきましてはワシントンDCオフィス社が設立された2015年、平成27年ですね、株主総会の議事録がなく、また2016年の株主総会及び取締役会の議事録がないが、それ以外につきましては、毎年の株主総会及び取締役会の議事録は存在をしております。令和6年12月24日においてですね、過去に開催された株主総会の内容を適切なものとして県として追認をする、そして今後の議決権行使の委任を規定した要領を策定したということでございます。

続いて内部統制のほうも申し上げてよろしいでしょうか。続いてその資料のその下の行ですね、オ、内部統制上の不備という項目でございます。これも指摘の概要と対応状況が書かれております。

まず指摘の概要から、ワシントン駐在は所管課に情報共有をした上で決裁手続をすることも必要であるが、平成27年当時、駐在職員の間で必ずしも正確な情報の共有がなされておらず、内部統制の情報と伝達が機能していなかったという指摘でございます。

対応状況につきまして御説明いたします。

指摘のとおりと認識をしております。現在は、駐在から基地対策課を經由して知事等への報告が行われており、また駐在職員と本庁職員との間でも適切な情報共有が行われているということでございます。

以上でございます。

○高橋真委員 ということは、この法人というか、この法人自体のガバナンスも含めてのお話でありますけれども、法人組織の実態がないんじゃないですか、そもそも話を言うと。役員であった駐在員の認識の中に、法人を運営しているという認識があったような発言はほとんどなかったんですよ。だから、まさにこれは一つ思うんですけど、ペーパーカンパニーではないですか。事実として伺います。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員御指摘のことについて、法人としての実態があるかないかっていうことですが、法人としての実態は、当時会社としても登記をされておりますし、実際に事務所が物理的にあの場所に存在をして、事務所として機能しておりましたので、ペーパーカンパニーという意味ではないというふうに認識をしております。とはいえ、駐在の職員、また我々本庁の側もですね、ここに会社という法人が存在をして機能しているところについての認識が十分ではなかったといいますか、軽く扱っていたようなところは指摘としてしっかりと受け止めて、これからの対応に生かしていく必要があるかなというふうに思っております。

○高橋真委員 会計や出納機能もワシントンコア社に委ねている会社が、ペーパーカンパニーじゃないと言い切れるんですか。しかも、そこで働いてる職員もそこに所属しているという実態がないわけでありますよ。それは県が勝手に言っていることではないのでしょうか。登記だけはされていますね、登記とかね、外観は整えているけど、実際にそういうようなペーパーカンパニーを運営していたんじゃないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員の御指摘もこれまでの百条委員会の参考人招致の中の御意見を踏まえてのことだと思いますけれども、我々としては委員の御指摘の思い、意図も十分分かった上でですけれども、一応法人としては、登記をされ事務所もあり、つまりペーパーカンパニーで言うと本当に紙だけ登記されて、あるはずのところに事務所もないようなものが一番極端な例で言うとペーパーカンパニーかもしれませぬけれども、そういう意味では、一応事務所としての実態はあったというふうに認識をしております。

ただ株式会社としての機能を営利事業っていうことも含めてですね、株式会社としての機能が表に現れていて、我々内部にいるメンバーも意識をしてたかという、そこはあまりなかったというのが実態だったのかなというふうに思います。

○高橋真委員 優しく指摘をさせていただきますけれど、これまでの経緯からいきますと、働いてる職員、沖縄県の関わり、会計、出納の在り方、全てもうフリーハンドで全く沖縄県の関わりが見られないんですよ。さらにFARA登録のために必要だったというのはよく分かりますが、そのためだけにそういう法人が存在していて、さらに2億もの累積赤字をして不適切な決算と現金出納

をやっているそんなカンパニーを、何も沖縄県が関わってこなかったカンパニーが本当にペーパーカンパニーじゃないって言い切れるのかなと思うわけであり、それはペーパーカンパニーにしてしまった沖縄県の責任だと私は思っているわけですね。なので、そう指摘されても仕方がないと思っております。

最後18ページ、報告書に関しての引継ぎについてであります。17ページからちょっと続きますが、ガバナンス及びコンプライアンスの問題の中で、現在もなお業務手続、手順書、あるいはマニュアルを備えていないことを確認したと、現在もなおですね、10年間たった今も。そして、FARA登録を含む法令を踏まえつつ、手探りで仕事をしていくことが多いという回答が得られたということで、この事務引継、業務引継に対して大変問題があるという指摘がされております。10年経過しております、約9年間。こうした運営の実態であるということは、この組織のガバナンス欠如の最たる例ではないでしょうか、事実として見解をお伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員から御指摘のあったことについてですね、この報告書においても厳しい指摘がなされていると思えますし、今、私どもとしては指摘を踏まえて、現在は基地対策課に担当2名配置をして——今委員から御指摘あったところは、私どもが説明した資料の5ページ目のカのところ当たるところ、決裁手続に係る引継ぎ方法の問題っていうところになるかと思えますが、指摘については、先ほど委員から御指摘あったように、本来、後任者に対して決裁手続に関わる正確かつ迅速な引継ぎを行うためには業務の流れ、法的根拠資料の保管場所を示した標準的な業務手順書を備えるなどして対応することが必要であるが、そういう業務手順書が備えられていないという御指摘でありまして、それについては御指摘のとおりと受け止めております。そして対応としては、これまで沖縄県の職員服務規程という形で、定められているような、一般的な事務引継書を用いて、引継ぎをしていたところなんですけれども、ワシントン駐在の事務の特異な部分、非常に特徴的な、特徴がある部分を踏まえる場合には、さらに詳細な業務手順書をしっかりと作成をして、事務引継をするということが必要と考えられますので、新たな体制を検討するに当たっては、そういうところも含めて検討させていただきたいと思えます。

○高橋真委員 では、これ私は討論でも言ったところでありましてけれど、やはり大きな課題だと思えます。内部統制の大きな課題だと思っております。もちろんこの全く備えられていないという事実で、今後はこう改善していきたいというのは一定の理解はできるんですけど、これまでのけじめっていうのは

つけないんですか。こんなに多くの課題を残してきたんですよ。それがこれから改善します、御理解くださいというのはこの後の話で、今事実があるわけですよ、報告に対して、こういう認識をしますと。この後の、この事実をどう捉えていくんですか。

○又吉信基地対策統括監 今おっしゃったような事実を含めてですね、今の状態ではこの事務所はもう継続できないだろうということで、この事務所については閉鎖に向けて手続を進めていくというところでございます。

ただし、ここで反省点あるいは専門家からの指摘がありますので、それ自体二度とこのようなことがないような形で、次の再開に当たっては、そういうところは丁寧に対応していきたいというふうに考えているところです。

○高橋真委員 以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。
大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 高橋委員の件と関連をしますけれどもね、その前に今日、知事公室長と副知事が見えられていないんだけど、ちょっと遅参して大変申し訳なかったですけど。今日の発言は、このお二方もちゃんと2人が居ても同じような発言をするという理解で進めていいんですよ。

○又吉信基地対策統括監 対応するために考え方をいろいろまとめて、勉強会は公室長も一緒にやっていますので同じ認識ということでよろしいかと思えます。

○大浜一郎委員 分かりました。

それではですね、今回の議会でゼロと予算計上ができなかったということで、その分を予備費に回すということになった。るる今後の在り方の件についても、質問もあったというふうに思うんですけども。皆さんの中では、これは終わったとは思っていないでしょう。私は何も終わっていないと思っているんですよ。今はどういう心持ちでこの問題に対処しようとしているのか、ざっくりでいいからちょっと答弁をもらえますか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から質疑の趣旨について説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

今回の報告書を受けて、またその前に先立って、同時期だったと思いますが、議会の議決も重く受け止めながらですね、県としては今回のワシントン駐在をめぐる一連の経緯については、大変重く受け止めております。公務に対する信頼を回復するためには、透明性を持って県民の皆様にも説明する必要があるというふうに考えております。

このため職員による調査のみならず、日米の弁護士、内部統制、情報公開に関する専門家など外部の有識者6名で委員会を結成をして、今回調査検証していただいたと、その結果を報告していただいたということでございます。

そして我々としては昨年12月に追認の処理をして、今、その時点で考えられる所定の手続をするなど改善の措置を講じてきたわけですが、しかしながら調査検証報告の委員会の報告については様々な指摘をいただいて、かつ今後のあるべき姿としては、いま一度、原点に戻って日本法及び米国法との適合性を含めて、その方法について十分な検討を行うべきであるという提言をいただいております。指摘の一つ一つ、たくさん多くの指摘をいただいたわけですが、そのうち一部については、沖縄県との意見、認識が異なる部分もありはするものの、全体としてあれだけ多くの指摘、疑念なり指摘ということをしていただいている以上は、こうした指摘や提言を真摯に受け止めて、ワシントンDCオフィス社は一旦整理するというようにしております。まずは、報告書で指摘された点をしっかり精査をした上で、今後、駐在機能が再開できるかどうか、我々としては再開したいという意思はあるわけですが、まずは指摘された事項についてはしっかり精査をして、改善点を見つけていって、委員の皆様にも、しっかり納得いただけるような状況がつかれるかどうか、我々のこれからの取組かと思っております。

以上です。

○大浜一郎委員 知事はまた来年、再開に向けて、またそれなりの意思表示というか、方向を出していくように皆さんも頑張るのかな。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回、ワシントンDCオフィス社というこの会社をつくって、現地で設置をしていたということについて、様々な御指摘をいただいているわけですが、それについてはしっかり改善をするといえますか、まずはその課題について事実確認も改めて含めまして、検証をしっかり進めていくわけですが、一方で、ワシントン駐在が我々としては、米国のほうで沖縄県の基地問題を中心とした様々な課題を、米国政府に訴えてきたということについての成果は一定程度あったというふうに私たちとしては思っておりますので、どうにか様々な課題をクリアできることはもちろん大前提だと思いますが、我々としては再開に向けて、まずは取り組んでいこうというスタンスでございます。

○大浜一郎委員 再開するステージに立った場合には、もちろん我々も一緒にね、与野党関係なく、一生懸命それについて話をしていると思うけども、実は最初に申し上げたように何も終わってないっていうのは、実は何も終わってないんですよ。

というかね、これ会社を一旦閉鎖するという場合には、株式会社を閉鎖する場合には清算結了が必要だよ、清算結了という手続がまずあります。そして、そこから要するにアディショナル・ペイド・キャピタルで得たものが、もうたまりたまって、もうこれが累積2億どれぐらいになっているかな、なっているね。それともう一点、大事なのはこれね9年間、皆さんが治癒したっていうのは12月くらいになってからでしょう。その前はどうかだったのかっていう問題を、これ考えないといけないと思っているんですよ。

もし仮にこれが今後ね、百条委員会も含めて、違法性が高まって違法となった場合にはどうということが起きるかということ、9年間に支払った金額、委託料、そうすると人件費、これ全部返還しないといけない可能性だってあるんですよ。まずこれをきちっとしてからスタートですよ。あのね、そこだけはしっかり頭に入れて、今後の処理をしていかないといけないですよ。来年度なんかね、再開するなんてことは、こういうのが全部きれいに終わってからじゃないとできないですよ。そういう認識ありますか、皆さん方に。多額の返還が出てくるんですよ、10億近く。これ清算結了しなきゃいけないから、清算結了を終わってからのしか整理できないんですよ、精算するためには。そういったことが、皆さんの中にイメージとしてあるかっていうのをちょっと聞きたい。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員の御指摘は、企業も経営されている委員だからこそ非常に実務的な、現実的な御指摘だと思いますが、私ども正直なところ

ろ、その部分に強いとは必ずしも言えないような状況でございますので、それについては、専門家の方にも意見、助言を受けながら、委員の皆様にも全て納得してもらえるような解決の仕方をこれからしっかり検証する必要があるかなというふうに思っております。

○大浜一郎委員 これ今ちょっと軽くお答えいただけたけれど、むちゃくちゃ重いよ。これ本当にやっておかないと、違法なものに違法な支出をしてしまったということが現実になった場合、これ返還しなきゃあいかん。これはただ返還して終わりじゃないですよ、これに携わった人たち、それを決裁してきた人たち、それをジャッジしてきた幹部も含めて、彼らも問われなきゃいけないんですよ、これは。だからそういった処罰も含めての問題があるんですよっていうことを、ちょっと認識しておいておかなきゃいけない。だから、もう最初に副知事、公室長と同じような言葉で、重い言葉として捉えていいですねと俺、言ったのはそこですよ。分かりますか、その件。

○玉元宏一朗基地対策課長 委員がおっしゃられる重いことなんだということについてもしっかり受け止めてですね、検証委員会の報告書においてもですね、違法という言葉を使って、ただもちろんその可能性が否定できないっていう断定をしない表現ではありますけれども、その言葉が使われていることについても当然、重く受け止めております。

ただ一方ですね、私たちもまだこれまでの経過についてこれから検証していく中で、今現時点で違法だというふうに、我々が決めているつもりではないわけですが、しっかり真摯に検証して進めていきたいと思っております。

○大浜一郎委員 そうです、まだ決まっているわけじゃない。ただ住民監査請求とかね、裁判問題になる可能性だってなきにしもあらず。だからそういった問題も含めて、常々これをどうやってきれいにしていくのかということが終わってからこそ、次のステップに上がれる。そのときは僕らだって真摯に対応していきたいというふうに思っているんで、これをしっかりとですね、前提にこれから4月以降を仕事していてももらわないと困るんですよ。そこはよくよく分かっていたいただきたいなっていうのが1点。

質問を変えますけれど、知事は年度内のこの調査検証委員会の報告にこだわっていたわけですよ、年度内にね。このことによって報告書では指摘されているように、ある意味、3月末までの情報しか取りえないものだから、ある意味、不完全な調査検証となってしまったんじゃないかというふうに思っています。

その点、なぜ知事は年度内の報告にこだわったのか、監査請求もまだ出てこない中でね。我々が動議を出したけれど、まだそれが出てきていない中で、なぜ年度内に、もしかしていいお答えが出てくるのではなかろうかと期待したのかも分からんが、年度内になぜやる必要があったのかなと思うんだけど、そりゃあ、だってトップダウンでこれ設置されたんでしょう。だから、それはどういうふうな解釈を持っているのか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

おっしゃるとおり、年度内という形で委員会のほうにはお願いしたところがあります。その考え方といたしましては、ワシントン駐在のあるべき運営体制の構築に向けて、早期に一定の方向性を得る必要があったというふうに考えております。

また議会のほうで質疑を通して論点がある程度、一定程度、出てきたのかなというところですね、そこからの期間に応じて調査項目を区切った形で検証をお願いしたいというところです。

以上です。

○大浜一郎委員 日程の方向性っていうのがよく分からないんだけどね。結局ね、急ぎすぎてもっと調べられたのに、もう弁護士の皆さん、ここでもう終わりだよと、年度に区切られているから。結局オウンゴールしたようなものよ、なぜここで切ったのかなっていうのが、日程の方向性とかが、これがどういう日程の方向性で3月末までにやらなきゃいけなかったの。

○又吉信基地対策統括監 すみません日程ではなくて、一定の方向、一定の方向性を得る必要があるというふうに考えておりました。4月以降、また新しい契約になるものですから、それに向けてやはり今の体制なものでいいのかどうか、あるいは何か変更する点がないかどうかという形ですね、そういうところを指摘していただきかったと。それがこちらが想定した以上のことが指摘が来たというのが本音かなと、すみません。

○大浜一郎委員 今言うようにね、一定の方向性が見えてきたと自己解釈しちゃったのよ、皆さん。自己解釈して一定の方向性が見えてきたから、4月から日程どうしようかなというふうなところに前のめりになって、事の本質、本質というか、この問題の本質をちょっと軽く考え過ぎたのかも分かんないな。でしょう、要は、そういうことでしょう。

○又吉信基地対策統括監 すみません、当初やったのは、この委員会からの報告を受けてよりよい方向性を持って行きたかったというところでございます。このよりよい方向性、我々の当初のお願いしたときの想定としては、今のオフィス社を続けていきながら、ここに改善すべきところがあったら改善点をいただきたかったということでしたけれども、もう委員会の報告から受けると、よりよい方向性にするにしても、今の会社のままでは駄目だというところで、閉鎖手続に移らざるを得ないというふうな形で受け止めたところでございます。

○大浜一郎委員 百条委員会があつたり、議会があつて、よりよい方向性を見いだそうということ自体が問題を軽く考えているんですよ。よりよい方向になるはずがないんだよ。あれだけ疑義が出てきて、答弁が二転三転して分からないこともある。その間に、当時を知る人にいろいろ聞いてきたらこの存在も分からない。どこに誰がジャッジしているかも分からない。だけど、よりよい方向性を3月末で区切って4月いっぱいかかってくるなんて、だからこの問題の本質はあんたたちね、軽く考えすぎだったんだよ。いいですか、これまで執行部はね、自信満々にですよ、自信満々に法解釈を通してきたわけですよ、我々の質問に対しても。もうこれがいかにね、もうずさんな検討の中でどうしても今言うように、今もそう思ったんだけど、これ都合のいい解釈論を積み重ねてきていたんじゃないかなと思ったりする。じゃ誰に聞いて、この大丈夫ですか言ってきたのかっていうのが、今になってみれば分からないわけよ。あなたたちが皆さん、皆さんが私たちに答えてきたのは大丈夫です、問題ありません、断定したこともあったよ。公務員が政治活動するのは、兼業をやっていたのは問題ありませんみたいな、こんなのも断定していたんだよ。これ結局、僕らが言ってきたことが裏付けられたんだよ、検証委員会で。だからね、こういった何ていうかな。今話を聞いてみてもね、この問題をどういうふうにしてきれいにしていくかっていうのをちょっと深掘りしたほうがいいな、皆さん中で法解釈も含めて。僕らがこうなんじゃないですかって言ったことが、そのままで検証委員会でそういう疑いがあるってなっているんじゃないですか。皆さんが都合がいいように法解釈をしてきたり、本当にどういった行政の責任としてだよ、あったのかって僕は問われるべきだと思うよ。

結局、今の答弁もそれに裏付けられたのにちょっと軽いんだよ、答弁が。そういうふうに思いませんか。

○又吉信基地対策統括監 全てがそうだったかちょっとあれですけども、我

々は今おっしゃったような形でですね、事実はどこどころとか、全部はもう書類として残ってませんので、そこについて、つなげたところにしてこう推論しているとか、そういうふうな形でできるだけ答弁してきたところですよ。

ただ、法解釈で分かったところについては、確かに断定したような形で答弁したこともあります。

先ほどおっしゃったような形でFARA登録の政治活動、それと地方公務員法の政治活動、ここについては明確に違いますよという形で、そういうものについては明確に、あるいは総務省の見解とかですね、そういうふうにいただいたものについては明確に断定してきたつもりなんですけれども、事実関係がはっきりしないところについては、こういうふうに推論されるというような形ですね、断定したことはちょっとないのかなというふうに考えております。

○大浜一郎委員 我々からすればね、ほとんど自分たちの解釈が当たっていて、皆さんの解釈はいかかなものかとか僕らは聞こえなかったよ。今さらそんなこと言ったら我々はちょっと納得がいかないよ。基本的に、だからこういう二転三転してきた法解釈とかいろんな問題についても、後からこうやって検証委員会の中で疑義が持たれるようになってきてしまったのが事実です。ですので、今後やるべきことは当時のことも、僕らはきちっと整理整頓していかなきゃいけないけれども、これからやるのはきちっとこの問題に対して皆さんが真摯に向き合っていくということ、分からないことは分からないとしてちゃんと調べて報告するようなスタイルにしていくこと、そこでしなかったら次また同じこと起きるから、そういったことをしっかりしていただきたいなというふうに思います。

その点をこの4月から今年度にかけては、この整理整頓を僕はしっかりやるべきだというふうに思ってますよ。できれば、今年中に終われるかどうか、今年度中に終われるかどうか分からないけれども、これきちっと整理整頓して、つまびらかにして、県民に説明するような形に持っていかないと、次何かやろうって言ったって疑念が残ってはいけないと思う。皆さん、本当に担当部署として、そういう責任を負ってるというふうに思うんですよ、この1年。ちょっとそこら辺のところの考え方を、ちょっと整理整頓したお答えをいただきたい。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

この報告書もそうなんですけれども、この百条委員会含めて議会の指摘、あるいは今後出てくるであろう監査の指摘も踏まえてですね、先ほど大浜委員もおっしゃってましたけれども、やはり一つ一つ、本来、そのときにどんな対応する

べきだったかというところは確認していく必要があると思っています。

それについては当時の担当を含めてですね、正しいやり方じゃなかったら、なぜそうしたんだというのを一つ一つ確認していく必要があるのかなと思っています。そうした上で、最終的な形で報告とかですね、そういう形でできるのかなというふうに今考えてるところです。

○大浜一郎委員 最後になりますけれども、この問題はワシントンの問題を百条委員会でやったときに誰も知らない、当時の幹部も知らない、駐在の所長さんも知らない、知らない、知らない、知らない、知らない人ばかりなんだ、これ。けどお金は流れていっている。成果はあると言っている。けど誰も知らない、知らない。それが積み積み重ねた中でよく分からないわけよ。だからそれをきれいにしましょうねってことよ。これ県のお金、県民の税金を使っているから、公金を使っているから。ぜひ、それをしっかりとこの1年できれいにすること、第一の仕事にしないと、次の展望が見えてこないってことを申し上げたいと思います。

以上です。

○座波一委員長 今、大浜委員が言ったとおり、事実確認をするための百条委員会ですから、これは皆さんを追及するためでもない。これ皆さんが実務者としてやってきたこと、やらなければいけなかったことを積み重ねてきた結果なんだから、それが今、事実として解明されなければいけないという前提に立っていますので、そこをしっかりと押さえて、本当に正直に答えてほしいという思いが強く出てるわけですので、ぜひとも、これからもそのようなスタンスでお願いしたいと思います。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ちょっとすみません、先ほどの大浜委員の質疑の中で、統括監がお話しされてましたけども、この法解釈の件ですね。今治癒されているということがあるじゃないですか。例えばこの議会報告書についての対応状況、ア及びイのところですね、追認等の手続を行ったというふうにありますけれども、追認に関してこの検証委員会の報告書の中では19ページ、2024年12月24日付の追認が仮に遡及的な効力を持つこととされたとしても、民法第116条からも明らかなおおりに云々というのがあって、その後に追認の法的効果を論じる意義

はもはや見だし難いというふうにあるんですね。これはどういう意味ですかね。それをですね、先ほどは統括監、いや法的根拠が定かでないところは聞きながらというお話されてましたけど、追認決裁有効だっているというふうに、これずっと断定されてるんですよ我々に対して、これ議会の中でもですね。それは正直、これはもうある意味、都合のいい法的解釈をしてきたのではないかというふうには私は思ってるんです。

もう一つ言いますと、私はこれ一般質問でも聞きました。ワシントンDC株式会社、これとワシントン駐在いわゆる沖縄県、これは別法人ですよっていうお話をしたんです。あくまでも自治体、これは1つの法人です。ワシントンDC株式会社の法人ですという話をしたときに、公室長はもう何度も何度もこれ一緒なんですっていう話をしたんです、一体なんですと。だけれども、調査検証委員会の報告書の中では相互の契約がされてないとかですね、こういったものが出ています。この件については、どう今整理されているのか教えていただけませんか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

恐らく先ほどもお話しましたが、ワシントン駐在については、県職員の身分のまま駐在という肩書を持ってワシントンのほうにいます。それと営利企業従事許可を得て、ワシントンDCオフィス社の役員の肩書を持った形で行っても、そういった意味では法人としては別なんですけども、まず中の人は駐在と役員という形で同じ人がやっているというところから、そのような発言してたのかなというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 だから、私はワシントンコア社とワシントンDCオフィス社、ここの間には再委託契約が必要じゃないですかって問うたんですね。そのときに必要ありませんと言われた。このときの法的根拠は何だったの。この我々に対する答弁の根拠は何だったのかというところを知りたい。どう整理されていたのか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

県がワシントンコア社に対して、このワシントンDCオフィス社の運営に関しての支援業務を委託しているというのが根拠かなというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 そこは別法人でしょっていうことに対して、いやそうではあ

りません、お金も流す。そこで採用されている従業員の給料も払う。本来であれば、そこは私は再委託契約をするべきではなかったかと、これ別法人だからねという話だったんですよ。だから確かに、この株式会社の存在っていうのが分からなかったから、分からなかったからこれはもうそういう流れになっていたかもしれない。だけど、本来であれば整理したらですよ、違う法人の間の話なんだから、そこをしっかりとやるべきではないかと言ったら、そこは整理しますという話をすればよかったですけども、これは再委託に当たらないとはっきり言ったから。だから、このほかのこともそうなんだけれども、今までの答弁というのが何の根拠をもって、皆さんは我々に対して答弁してたのかと、何の根拠を持って答弁書を作っていたのか、そして公室長は我々に対して答弁をしていたのか、そこが知りたい。今までね、今までですよ。いろんな質問をしても、いろんな質問をしてね、返ってきます。いや、そういうことじゃないんだよって我々が言ったとしてもですよ、重ねてになりますけど、繰り返しになりますけど、そういった流れで根拠を示さないんだよ。その根拠を持ってちゃんと話をしてくれれば我々も納得するし、そこに対する追及もなくなる。だけれどもそれが今までなかったというのが、私はこのワシントン事務所問題の大きな課題であるし、問題であると思ってるし、これが実は、このワシントン駐在問題だけじゃない今の県政が、我々に対して議会での答弁を作る際に、同じようなことをやっているように私は見えてるんです。だから、そこら辺はしっかりと考えていただきたいなと思って、今日すみません、この場だけの話だけじゃないですけども、この場を通してね、これは県の職員皆さんにも、ぜひ考えていただきたいことだと思うので、ちょっとこれは提起したいと思っておりました。もしこの点について何かコメントできるんだったら。

○又吉信基地対策統括監 まず全体的な今答弁ということであれば、それは承ってちゃんと三役含めて伝えたいと思います。それとこの件についても、先ほどの繰り返しなるんですけども、県とコア社のほうでは委託契約を交わしております。このワシントンDCオフィス社の運営支援と活動支援というのを委託しております。その支援の業務の一環として、コア社のほうからDCオフィス社のほうにお金を流したという理解でございます。

○新垣淑豊委員 違うんだよ、ワシントン駐在事業に、ワシントン駐在、沖縄県のワシントン駐在に対しての支援はこれはオーケー、オーケーなの。ということは、もうこのワシントン事務所株式会社があるということを知ってたわけじゃないかとそうなるんですよ、今の話だと。その会社の存在を分かっている

から、そこの支援をしてくれっていうのを皆さんは頼んだのかっていう話になるわけ。今日、先ほど言ったように、私はこの存在を知らない、知らない、知らない、誰も知らない。そんな中で今の答弁されたらね、いや、もともと知ってんじゃないかという話になるわけです。だから、そこがおかしいんじゃないかと私は思うんですけど。

○又吉信基地対策統括監 恐らく我々が今、言っているのはこの物理的な事務所に関する支援。今、委員がおっしゃっているのは、法人に対する支援という形でその違いかなというふうに考えております。

○玉元宏一郎基地対策課長 新垣委員がおっしゃられたような課題、問題点というのはおっしゃるとおりだったと思います。

私どもの実務の面で正直なところ、率直なところで申し上げますと、私たちはワシントン駐在の業務について、特に予算事業を執行するっていう意味で言うと、もう少しシンプルに委託事業っていうふうに、通常の委託事業と同じように当然考えていまして、活動支援、運営支援という2種類の支援事業があるんですけども、基本的には支援事業という予算事業で委託をした以上は、委託先のほうで、これ包括的に駐在の活動を支援してもらうんだっていう何か認識でいたわけですね。その中に様々、その直接委託をした事業者が直接にはできないような、再委託しなければならないような業務があるっていうのは、もちろん認識してるところもあるし、してなかったところもあったというところなんです。認識していたのは、その再委託自体が適切かどうかのまた指摘はあるわけですけども、弁護士事務所とか、会計事務所とか、FARAに登録がされているようなマーキュリーのような会社とか、この辺りについては、我々再委託が必要だということを委託事業者からも聞いておりましたので、それを承認したっていう手続をしたんですが、DCオフィス社っていう株式会社の存在そのものをあまり強く認識してなかった、明確に認識しなかったという中で、再委託が必要だっていうことにも当然、そこには思いが至らなかった、我々の中ではですね。そういう認識の中での答弁だと、委託事業の中でやっているから一緒なんだっていうような答弁になったのかもしれないっていうことは、実務の面でいうとあるかなと思います。

以上です。

○新垣淑豊委員 先ほどの法的解釈の件なんですけれども、追認しましたよというふうに言われてますけども、これも追認の法的効果を論ずる意義は見いだ

しづらい、見だし難いというようなことまで言われてるわけですね。だからここはこの追認をしたと言っているけれども、その間に全てのいろんな人が関わってきている。だから第三者の権利、利益や法律関係を害することができないことは当然であるというふうに言われてるものですから、これは今県がね、いやこれ追認しましたよって言っても、これで通るかっていうところもあるんですよ。だからこれ本当に効果があるのかというところは、どのような認識なのか。どういうその法的根拠を持って、この追認がオーケーだということ言っているのか、もう既に要は法的専門家がこういうことを言っているのにもかかわらず、その県は追認はオーケーだと、追認したからもう問題ないと言い切れるのか、そこはどう考えている。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員御指摘あった箇所について、報告書の中で追認の法的効果を論じる意義は見だし難いという指摘がございます。

この趣旨について、県としては、設立当時の文書による沖縄県としての意思決定が確認できないという事実、そして法定の手續がなされていなかったという事実については、沖縄県が追認をしたからといってその事実はなくなるものではないというような指摘というふうに受け止めておりまして、行政組織である県に対して、大きな反省を促すという意味があったりというふうに受け止めておりますので、これも含めて、今回の報告書をしっかり検証していきたいというふうに思っております。

○新垣淑豊委員 じゃ、これはもう県としては追認をしているから大丈夫だという認識で、今動いてるということによろしいですか、問題ないと言っている。

○玉元宏一郎基地対策課長 この追認した当初は、この追認によって、我々ができることについてある程度対応ができる、できたというふうに考えていたのでそういう答弁をしたかと思いますが、今、調査検証委員会の報告書も受けて、議会の議決を経て、閉鎖に向けての取組を進めている中では、一つ一つこの追認の効果っていうところがどこまでに及ぶのか、及ばないところがあるのかということについてもですね、改めて確認をする必要があるかなと思います。

○又吉信基地対策統括監 県が昨年12月に行ったこの追認についてはですね、まずはこのワシントンDCオフィス社が、県の決裁文書なしに設立されたという形で、県の手続がなかったことを遡ってですけども、12月になって過去に戻った形で、それがあったことにしましょうという形で内部の手続のものを追

認したというところでございます。それによって第三者の権利を害したかという話なんですけれども、アメリカのほうで見ると、この県、こちらの内部の手続は置いていて、DCオフィス社というのが登記上も存在している。その存在してる前提で、いろんな権利関係が発生していますので、この県が行った追認というのは、この第三者の権利を害するというよりも、第三者がこのDCオフィス社を前提として、今までやってきたいろんなものについて、逆に肯定するような県の追認の効果であろうというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 ちょっとごめんなさい、その説明だとちょっと私、何か腑に落ちないところがあるんですけども。ちょっとこの話はまた別の方にやってもらいましょうね。

今、職員の兼業許可の話も出ておりますけども、職員は今何をやっているんですか、駐在職員。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

残っている駐在はですね、まずは今年度、まず今取り急ぎ必要なことはですね、閉めるに当たってもいろんな手続なり検証が必要ですので、まず先ほども申し上げたとおり、我々、一応予備費を充当させていただきまして、当面、事務所、その日で4月1日をもってすぐ閉じるっていう契約解除するわけにいきませんので、そういうあと人件費の部分ですね、現在の職員をすぐ前日に首切るっていう、ちょっと言葉の言い方がきつかったですけれども、そういうことできないので継続させる必要があるっていう中で、それはもう当面、ワシントンコア社と実質的に契約を少し継続するような形で処理をするしかないということで、それに向けてのいろんな事務的な作業を取り急ぎ、今やっていただくことをしてもらっています。

その後1か月間をめどに閉めるに当たっての作業量、どのような手続が必要か、どのようなマンパワーが必要かということ、ある程度見込みを立てた上で、その見込みを立てるいろんな調整作業を現地の駐在にやってもらうわけなんですけれども、その作業の見込みが立ったところで順次、そのまま2人もう少し残ってもらうのか、1人は帰ってもらうのかっていう判断をしながら進めていくことになるのかなっていうことで、今取り組んでるところです。

○新垣淑豊委員 今、ワシントン駐在の職員の立場、要は県の中でもう駐在事務所を閉めるという話になっているわけじゃないですか。駐在自体ももうなくなるというのが前提ですよ。これに対しての発令っていうのはどういうふう

になるんですか、人事的なものです。

○仲村卓之人事課長 お答えします。

現在、ワシントン駐在のお二人は知事公室の秘書課の副参事と、それからもう一人は基地対策課の主幹ということで発令を受けておまして、帰ることが決定した場合は、順次、新しい異動先に配属する発令をすることになります。

以上です。

○新垣淑豊委員 分かりました。

じゃ、これちょっと最後のほうになるんですけど、これまで先ほども追認をしましたということでありました。先ほどの高橋委員からの質疑の中でですね、例えば出てましたけれどこの財政の件ですね、地方財政の件で、多分、子会社として関連会社として見られるんだったら、これ議会報告を毎年やらないといけないはずなんですね。これは議会報告に対しての必要性が先ほどあるないってというのが、まだ分からないって話をされていたと思うんですけど、これが例えばされていないと、この地方自治法違反ということは、これ答弁でも出ていましたよね、たしか。この地法自治法違反というのは、今までも出てきた答弁と、先ほどの高橋委員との質疑の答弁の中で、ちょっと食い違いが出ているのではないかと思ったんですけど、この辺はどうなんですかね。

○真栄田義泰財政課長 すみません、先ほどの高橋委員のときにちょっと明確な回答もできなかつたんですけど、連結会計に当たるかどうかという質問だったもんですから、この連結会計に当たるかどうかというのは、向こうの今ワシントン事務所の関係団体がどういった位置づけの内容かっていうのは再度確認させて、当たるかどうかというのはそこでまた回答させてくださいということで回答したところです。

○新垣淑豊委員 じゃ連結会計ではないにせよ、我々議会に対しての、いわゆる県民の皆様に対してですね、報告義務というのはこれはあるんですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

この経営状況の報告については、地方自治法の243条の3の第2項でですね、毎年度この議会に報告するというふうに決められております。過去9年間、2月でまとめて報告するまでは、そういう地方自治法上、違法の状態になったとい

うところでございます。

○新垣淑豊委員 これは報告をしたものに対して、我々、決算の認定をするわけですね。そこに載せる必要はないのかということはどうですか。多分、公会計企業は全部我々、決算報告とかいただきますよね。それに載っていないけれども、それで治癒されたというふうになっているのかって言うところです。

○真栄田義泰財政課長 すみません、申し訳ありません。

そのこの部分についてもちょっと確認させて、公表する方向ではないかなと思っておりますが、再度もう一回、根拠を確認させてください。申し訳ありません。

○新垣淑豊委員 今のお話の中でもですね、私の質疑の中でも、やっぱりまだ沖縄県庁内でも整理されてないことが非常に多いと思うんですよ。それを私はその状況を見て、まだこれをまたもう一回、再開させるとかっていうのは、はっきり言って早いと思います。だから、全ていろんなものが整理整頓された後に、もう一度こういう内容のものをつくりたいというふうに提案があるのであれば、それは我々としても議論の余地はあると思うんですけども、多分これがないままに、きっちり整理がされないままにですね、知事の思いで今年度中にまた開けるんだみたいなことをやっぱり報道で我々は知るわけですね。それをじゃ我々は本当にうんと言えるかということ言えないです。だから、この辺はですね、ぜひこの検証委員会の報告書に対してですね、いろんな御指摘が今あります。

実際、私どもに今いただいている皆さんからの県の対応状況に関しても、この指摘はちょっと当たらないんじゃないかとかですね、ちゃんと対応しましたよというような部分はこれで見受けられますけれども、多分、掘って、掘って、掘っていけば、今みたいな形でやっぱり調べ直さないといけない、確認しないといけないっていうのが出てくるはず。それで私この報告書をいただいたときに、本当にこんなのでいいのかというのは正直思いました。なので、ぜひ我々も沖縄県の行政機関もしっかりとやっぱりいい形にしていてもらいたいという気持ちはありますので、どうかその辺り、この報告書に関してもそうですけど、我々も今まで言ってきたこと、大浜委員もおっしゃってましたけれども、我々が議会で指摘してきたことに対して、やはり一旦、真摯に受けていただきたいというふうに思っておりますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○座波一委員長 休憩いたします。

午後 3 時10分休憩

午後 3 時30分再開

○座波一委員長 再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。最初にですね、我々としても当初から正すべきところは正すべきだという立場で臨んでまいりました。

今回のこの検証委員会の報告は、私も重く受け止めております。知事もこの自ら設置した委員会の報告書をきちんと受け止めて、1度立ち止まる決断をしたというのは私当然だと思います。ワシントン事務所を再始動させるためにも、皆さんとしてもしっかりと受け止めて、検証を進めてほしいと思います。その上で、ちょっと報告書の最初に受け止めについて聞きたいんですけども。

この報告書の最後のページで、今後のあるべき姿とあります。この中で特に重要だなと思ったのが、中段ぐらい、中段より上のほうですか。現段階の調査においても、DCオフィス社の設立手続に重大な瑕疵があることは明らかであって、その瑕疵が連鎖する形で、その後の運営も含めて違法となる可能性は否定できない。この部分が重いと思うんです。特に連鎖する形でということで、最初のこのボタンの掛け違いが結局、後々まで響いたという意味だと思うんですけども。その指摘するところについて、皆さんの受け止めはどのように感じておりますか。

○玉元宏一朗基地対策課長 委員おっしゃるとおりですね、この報告書の中でも今引用されたようなところが、非常に重要な指摘のうちの1つだというふうに思っております。これはどういうことを今、意味するかというところについて、例えばという例を私どものほうでも少し考えてみたところ——例えばある会社の株主総会で取締役が選任をされるという決議が行われて、その選任された取締役が経営をしていくというようなところの最初の決議のところでは瑕疵があるといった場合には、そのあと瑕疵がどんどん続いていくということになるという意味も含めての指摘かなと思っておりますけれども。それも含めて今回のケースについて、当初の頃の手続がどのようなものだったかというのを、改めてしっかり検証していきたいというふうに思っております。

以上です。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

この問題のまず一番大きな問題点としては、最初にワシントンコア社に委託するときは、ちゃんと統括監決裁でされているんですけど、その委託手続に従って、事務所を設置する。それに当たっては法人格が必要という形で、この法人格——DCオフィスインクという形で決まった時点で、本来はそこで行政手続として、起案文書で意思決定をする必要があった。この意思決定がなかったものですから、もうその後に発生した株の公有財産登録の漏れとか、あるいは経営状況の報告とか、あるいは営利企業従事許可とか、明確なそこで意思決定がなかったものですから、その後のほかの人、後任への引継ぎとか、そういうものも全てやって来なかったということで、もうここが一番大きなものだと思います。それを踏まえて、このようなケースになったのかなというふうに考えておりますので、ここについていま一度そういう内容を踏まえた上で、また恐らくこれ全庁的になると思うんですけども、文書の管理については公文書管理条例もできましたので、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 まさにそこだと思っんですよね。今、答弁で既にあったかもしれないんですけども、今日皆さんが持ってきた資料の1ページ、ちょっと確認したいんですけども。

1ページ、もう一番最初にこれが来るわけですよね、設立についての問題点ということで指摘を受けています。

ワシントンDCオフィス社の設立手続についての問題点で、報告書は指摘をしているわけですが、このアとイは知事決裁の手続が取られていないという指摘があって、皆さんも対応状況の中では、もう追認を行ったけれども、云々かんぬんと続くわけですよね。これちょっとよく分からないのが、この1ページの下から2段目。こういったこの手続というのは委託先の提案に沿って手続を進めたものと推察していると。やっぱりそういうのがないと設立できないから、何らかの手続はあったんだろう。意思決定もされていたんだろう。だけど、現在それが確認できないんだという理解でいいのか。やっぱりその当時から何ら意図的に、そういう手続もすっ飛ばして、やりたい放題やっていたのか。全然意味合いが違うと思うんですよ。ちゃんと米国法に従って皆さんはやったけれども、記録としてそれが確認できないという意味なのか、そこら辺はどのように今考えているんですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

まず残っている、起案文書等の公文書についてはありません。ただメールのやり取りという形で、一部残っているのがありまして、確か現地の日付で平成27年の現地は4月30日、こちらでは5月1日なんですけれども。そのときにワシントン駐在のほうから、こういうふうな形で何か法人を設立しないといけないというような形のメールが、ワシントンコア社の間であって、そのときワシントンコア社のほうから法人の形態という形は、3つの形態が考えられますというような提案があって、その提案について、そのワシントン駐在のほうでインクのほうで、Cコーポレーションのほうでお願いしますというような回答があります。

駐在のその時の参考人の意見とか、私が聞き取った内容からすると、その前日に本庁のほうと、ウェブ会議をしたというところで、このウェブ会議の中の主な内容は5月末から6月にかけての訪米ということだったんですけれども、冒頭のほうでそういう法人格を設立しますというようなやり取りをしましたというようなものがありますので、それをつなぎ合わせていくと、やはり最初のほうでワシントンのこの駐在のほうから本庁のほうに、法人格なりを設立しますという報告があったのかなど。ただそれに対して、本庁は何らアクションがなかったというところで、駐在はCコーポレーションでお願いしますというような形で、回答をしたのかなというふうに考えたところでございます。

○比嘉瑞己委員 これまでの参考人の答弁も大体そういうお話であって、何らかの意思確認はしている。だけど、これを本当に意思決定として、決裁とかですよね。こうした公式な意思決定の文書というのが残っていないということに尽きるんですかね。

○又吉信基地対策統括監 はい、そのとおりでございます。

○比嘉瑞己委員 それについては、先ほど統括監がおっしゃったように公文書管理条例ですね、やっぱりこの件をしっかりと教訓にして、今後改めてほしいと思います。

続いて、指摘されている（ウ）なんですけれども、審査委員会が開催されたことを直接示す議事録の文書が提出されていない。開催されたのか不明とあるんですけども、皆さんとしては、記名押印した結果表が保存されていると。やったことは、皆さんはやったであろうと思っているけれども、結局開催されたことは明らかであるという、皆さんは認識なんですか。これを本来だったらど

ういうふうに残しておくべきだったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 報告する中では、実際に審査会が適切に開催されたのかが、不明な状態であるというふうな指摘だったわけですが、私たちの認識といいますか確認した中では、各委員がこの委員会を開催した後に、記名押印して点数を付したような審査結果が、それぞれ直筆で書かれているものが残っておりますので、通常我々がこれを見たときには開催をされたというふうに認識をするものでございます。ただ議事録という形のものが残っていなかったというところを指摘の中では、触れられているわけですが、その当時の会計の手続の中では、この審査結果がしっかり残ったものを添付して執行を進めれば、その審査も通って執行できたという状況がありましたので、それでそういう残し方をしたのかなというふうに想像しております。

○比嘉瑞己委員 しかし、それだけでは不十分だよという指摘ですから、やはりここも改善が必要だと思います。

今度、エなんですけれども、ここは議会でも大きな争点になってはいますが、代理権の問題としては発起人である米国総合法律事務所の弁護士のDCオフィス社の設立についての代理権の有無が不明であるという指摘ですよ。だけど、皆さんとしてアメリカでは弁護士が発起人になることは一般的に行われていると。実際、この会社はもう設立されているから、やっぱりそういう人がいないと設立できないわけですよ。だけど現時点でこれ振り返ったときに、それを証明するものがないという意味なのかな。これ何があったら、審査会も納得できたんだろう。代理権の有無を確認するためには……。

○大城美千代基地対策課副参事 お答えします。

検証委員会の委員からはですね、ダニエル・S・クラカワーさんに書面で、代理権を依頼した書面での代理の手続を確認できるものということで、それはないかということの確認がありまして、法律事務所にも照会して確認したところ、特に書面で知事から許可はないということと。あと契約に基づいて、同社に課された業務の1つが、DCオフィス社の設置であって、DC法では誰でも発起人となり、定款を提出することが可能である。シャルマンロジャース法律事務所は、法人形態に関する議論と決定を経て、それを実施したものであり、沖縄県のためにこうした議論や決定に関わった人は当然、権限を有しているという認識で大きな委託の中の範囲で、こういった手続を行ったというふうな理解をしているところです。

県としましては、米国において会社を設立する際に弁護士等が発起人として会社を設立することは、一般的に行われていると承知しておりますけれども、新たな体制を構築する際には疑念を持たれないように手続の可否を慎重に確認して進める必要があると考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 統括監、やっぱりアメリカでは、もうそのようにやられていて、その事務所がそう言って責任持ってそういう回答をしているのであれば、向こうではよかったんでしょう。だけどやっぱり検証委員会からこういう指摘を受けている以上ですね。この疑念を持たれないような手続というのを、やっぱりちゃんと確立しないといけないという課題を突きつけられたと思うんですよ。そこについては、どのように今後クリアしていくつもりですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

もう今回は設立していますので、生かせるとしたら今後なんですけれども、新たな体制でやる時も、どんな体制でやるか。例えば今と同じような形の株式会社の形態になるのか、あるいはいろんな議会等含めての参考人の話があった、どこかに出向とか退職派遣とかそういう形になるのか。そもそももっと前に遡って、駐在の役割として今基地問題が中心になっているんですけれども――例えば、もう少し観光とか、商工の商業関係とか、そういうのもっと取り入れるべきではないかとか。この機能を含めて、そこはかなりの検討をする必要があるのかなと思っております。

仮にまた同じような形で、そういう株式会社形式のものが必要ということであれば、その際には今回の反省を生かしたような形で対応したいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 もう最後になりますけれども、やっぱり返す返すですね、やはり公文書の在り方というところが、結局は原因だったのかなと思います。条例できましたけれども、その知事三役に関しては対象にならないとかという議論がありますね。この決裁文書、知事の決裁文書というのは、今後やっぱり対象にしていくべきではないかなと思うんですけれども、最後にその点だけ聞いて終わります。

○屋我はづき総務統括監 お答えします。

今般のこのワシントンの文書がないという部分につきましては、本来であれ

ば現行の文書管理規程においても、県の業務というのは全て文書主義で行われるというところになっている部分で、こういった形での文書が確認ができない。作成なのか、あるいは保管の状況なのかというのはありますが、そのことについては、やはり適切ではなかったというふうに考えております。

前回の議会で、公文書管理条例の制定を議会のほうに御承認いただきまして、条例の制定後は、職員は経緯も含めた意思決定に至る過程や事務事業の実績を合理的に後づけ、検証できるよう文書を作成しなければならないということが明記されるというところになっております。

知事の決定に係るようなものについても、職員においてですね、どのような場面で、どのような内容のものをしっかりと経緯も含めた意思決定の過程の後付の検証に資する文書として作成していくのかというところを、ガイドラインでですね、しっかりと整理をして、また職員にも研修を行って、そういった文書の作成、そして保存がしっかりとできて県民の皆様説明責任が果たせるような体制にしていこうというところで、今取り組んでいるところでございます。以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 先ほどから様々な話を聞いている中で、現地職員の給与を——すぐに解雇するわけにはいかないということで、まだそれを支払っているという話もあったんですけど。予備費のほうから支払っている話を聞いて、私もびっくりもしているんですけど、この現地職員はこの退職、今後なされると思うんですよ。その時までの職務内容というのはどういったことをするのですか。現地職員ですよ、現地職員。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、4月以降のワシントン事務所の基本的な業務としては、いわゆるFARAに基づく活動というのは行わないという大きな方向性がありますけれども、あと事務所を閉じるための様々な手続なり作業なりについて、ワシントン駐在の今行っている2人だけでは足りない分の作業をお願いすることになるかと思っておりますけれども、まず基本的にはそういうことだというふうに思っております。

○徳田将仁委員 現地職員の場合は、今まで通訳だったり——例えば通訳だったりアポ取りだったりとか、そういったことをなされていたと思うんですよね。

職務内容自体、だから今回L1ビザを取るためにも、現地職員の雇用が必要だということで、現地職員も雇用したと思うんですよ。だから今、これを事務所を今精算していく上で、先ほど課長がおっしゃったように、解散とか精算手続というのは現地職員がやっていると言っていたんですけど、この外部の弁護士とかにはお願いしないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 法律上の行為を行うためには、やっぱり外部の現地の弁護士事務所にお問い合わせをする必要があります。これについてはこれまでは、ワシントンコア社にまずは委託をして、そのあと再委託という形でその弁護士事務所にしていただけですけども。今回はその検証委員会の報告書の指摘を受けて、そういう方式は採らずに通常ワシントンコア社の委託とは別で、法律事務所とは契約をして、法律事務所にしてもらう必要がある業務についてはやってもらうことにしています。そのための現地の駐在は何をするかというのと、その法律事務所とのやり取りであるとか、実際それぞれの本人のビザもありますので、そういう手続もあるかと思いますが、そういう意味では法律事務所とは分けて契約をするということで、対応しようということで考えています。契約をするという意味ですね。

○徳田将仁委員 今の答弁でもあったんですけど、ほかの弁護士事務所との契約とかの話もまた今出てきた中で、今回予備費から流用して随契だったり、家賃だったり、現地職員の給与の話も今、いろんな話が出てきた中で、私たちに、今日この場まで何の説明もやはりなかったので、もう初めて聞いたことありますので、今現在の支出がどんなことに使われて、そしてどれだけ支出しているかというものの資料を求めたいんですけど、よろしいですか。

○座波一委員長 これはワシントン事務所内における、今現在の支出の明細ですが、可能ですか。可能なようにしてほしい、要求するということでもいいですか、資料要求。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるようになりますね、予備費から充用させていただいて、契約を取り交わして支出をするわけですから、それに提供できる資料を提供したいということで考えているわけですけども、今現在の状況は、まだ4月1日から10日ぐらいいたっているところで、具体的に何か支出をしているかどうかは、また確認が必要だと思いますし。契約手続についても、今進めているところでもありますので、できる範囲の資料を確認して提供でき

るようにしたいと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から資料要求の内容について説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長 失礼しました。

委員の意図をちょっと当初、勘違いしておりまして、支払った額についての請求かと思っていたんですけれども、今のお話ですと、今回執行しようとしている額の積算といいますか、内訳ということだと理解しましたので、それでしたら少し準備をして早めに提出できると思います。

○玉元宏一朗基地対策課長 すみません、提供できるのは間違いはないんですが、内容について——例えば個人情報ですとか、必要な部分については、少しマスキングするというようなことも少し内部で整理させていただいて、提供させていただきたいと思います。来週いっぱいぐらいで、よろしいでしょうか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、資料要求の方法等について委員間で協議を行った後、西銘委員から要求のあった資料についても確認を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

ただいま確認した、資料の提出を求めることにつきましては、休憩中に御協議しましたとおり、ワシントン駐在問題について調査を行うため、百条委員会の調査権に基づき来週中までに提出するように知事に求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 今回、沖縄県が設置しましたワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書の中で、8ページのDCオフィス社設立の意思決定手続に、重大な瑕疵があることは明らかであるという指摘ですけれど、これはもう本当に重大であると思っております。その中で、さらに9ページには、意図的に決裁手続を取らなかった可能性も否定できないとあります。

この当時の経緯というのは、いまだに確認できていないのか答弁ください。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

まずこの8ページでいいますと、今残っているのは、この中段にあります予算執行伺、統括監が専決事項としてやった予算執行伺が残っております。ここで事務所設置支援は、オフィス社には書いていないと書いてあるんですけども。平成27年のこの執行伺の中の仕様書の中では、事務所設置の支援に関することというのは、仕様書の中で明記しております。それ以外に今、意図的にという部分なんですけれども、これについては、この検証委員会の中では、当時翁長前知事が訪米したときにたしかマスコミのものに立って、このDCオフィスの設立。それをやっていたと、少なくとも知事は知っていたんじゃないかというところで、このような記述になったというふうに考えています。

ただしそれに関しては、その議事録を含めて何も残っておりませんので、まずその新聞記事と、この百条委員会でもあったと思うんですが、山里参考人が同じようなことを話したと思いますので、そういうものからこういうふうな結論が導き出されるんじゃないかというふうに考えております。

○徳田将仁委員 平安山さんも、黙認決裁。僕たちがつけた、黙認して決裁だと思っていたとか。そういうだからいろんな話も僕たちも出てきている中で、本当に不思議だなと思うんですけど、これをなかなか皆さんが、私は知りませんでしたって言うばかりなので、僕たちも知るすべがないんですよ。そこら辺で困るなと思うです。

この同じく9ページなんですけれど、委託事業についての企画提案書の審査を行う審査委員会が、現実には開催されたことを直接示す文書も委員会には提出されていないとあります。その中で、この調査検証委員会に、審査委員会のメモとか議事録の資料は提出しなかったんですか。

○大城美千代基地対策課副参事 調査検証委員会から審査委員会の議事録が残

っていないかということで、提出を求められて確認したところ、平成27年の企画提案の議事録は見つからなかったもので、提出はできませんでした。

以上です。

○徳田将仁委員 平成27年以降の28年、29年、30年とか、いろんな運営支援とかのメモがあるじゃないですか、議事録も。それは提出なされたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 検証委員会のほうからですね、予算執行に係る資料を全て提出するよという指示を受けて、提出しているんですけども、量が多かったんで今データで提出したらしくてですね。それを今、データの中に入っているかどうか今確認をしているんですけど、少し時間がかかっております。

平成27年度については、今、議事録のことについてピンポイントで副参事から答弁したんですけども、議事録については、見つからなかったんで提出していないのですが、それ以外の記名押印した資料とか関連している資料については提出をしているという状況です。ちょっと確認できましたら、また御報告したいかと思うんですけど、それでよろしければ……。

○徳田将仁委員 平成27年のこの議事録というのは、私たちも多分見ていないんですよ。平成28年からかな、見ているのが僕たちも。平成27年度は今提出した資料の中で、皆さんが押印した資料があるような話があるんですけど、それあったら、私たちにも見せてほしいなと思うんですけど、平成27年出てくるのであればですよ。いつも年度末に、審査委員会をやっているじゃないですか、3月の本当に末に。4月1日に更新していくという形でやっていると思うんですけど。今、資料、平成27年のがあれば、お願いしたいんですけど、どうですか。

○大城美千代基地対策課副参事 平成27年の企画提案の点数が書かれている資料ですね。それについては、提出はできます。ただちょっと情報公開条例で、点数について一部黒塗りをする必要があったかなと思いますので、それに沿った形で提出をしたいと思います。

○徳田将仁委員 その翌年度からは何々委員、何々委員、何点、何点って全部あるんですよ。そういったものではないということですか、じゃ、違うもの。

○大城美千代基地対策課副参事 同じものです。

○徳田将仁委員 同じものですよね。

それは黒塗りされていませんでしたよ、僕たちが平成28年から平成30何年までも全部もらった資料ですよ。

○大城美千代基地対策課副参事 すみません、ちょっと私が確認したときは1位は点数は出していいと聞いたんですけれども、2位以下は少しその2位以下の企業に不利な情報になるので、情報公開しないことが多いということでちょっと確認したことがあったので、ちょっともう一度確認させていただいて、それに沿った形で……。

○徳田将仁委員 じゃ、確認して、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

代理権の問題、先ほどから皆さん話していますけれど、検証委員会のこの報告書、9ページのDCオフィス社設立について、県がコア社に代理権を授与していると考えられない。そして、米国総合法律事務所の弁護士に対する復代理も成立しない可能性が否定できないなどと書かれています。これは本当に、私たちがまさしく再三指摘してきた、無権代理によってつくられた会社であり、そして不当利得返還請求権が発生しているって、もう再三私たちも言ってきたんですよ。そのとおりの結果がこの指摘事項で上がってきていると思うんですけれど。それでも今、この本事業を再スタートさせたいって。今、執行部の皆さんお考えであると思うんですけれど。ならば今後この議会に対して、地方自治法の第96条第1項第6号に基づく財産出資、財産出資の議案を提出しなければならぬのかなと思っているんですけれど、そこら辺の見解を伺いたと思います。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

まず議会の提出なんですけれど、これ今までと同じ答弁になるのですけれども、第96条第1項第2号、予算に関するもので、おっしゃるような6号には該当しないというところは、この総務省の照会を踏まえてそのように判断したところでございます。

○徳田将仁委員 いろいろな形で、今回ワシントン事務所の悪かった面、みそぎを落として、しっかりと再スタートさせたいという気持ち分かりますよ。本

当に重要な事務所だったら、やりたいんだったら、やればよい。けどちゃんとした形でやるのであれば、そういうふうに議会に諮るとか、新しく再スタートさせたいんだったらですよ、そんな覚悟を持ってやらないと、またこれが違法ですよ、あれが違法ですよって言われながらやりますよ。さっきからも何か再スタートさせたいという気持ちが伝わってくるんですけど。ただ今こういうことが違法ですよとされているものを、1つずつ解決していくことがまず先なので、だからもうこういう別に議会に求める必要がないとか。そんな答弁しないで、それも検討する必要はあるんじゃないですかと聞いているんですよ。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

すみません、ちょっと詳細は持っていないんですけど、確か第96条の第1項で議会の議決事項という形で列挙されております。これについては限定列挙一—要するにこれに掲げるものをやるんだと。それ以外にもその他の法律で、議会の議決等が必要なものについてという形になっておりまして、この件については、第96条のものの第1項に当たるとしたら、もう予算にしか当たらないというところですので、そのような手続はもう過去平成27年のときに取っているという理解でございます。

○徳田将仁委員 何でもいいですけど、とにかく隠そうと隠そうとしたりしないで、堂々と県民が見て分かるように、そういった形で議会に上げてくれるようにお願いしたいと思います。

次に移ります。ワシントン事務所は、発起人であるこのダニエルさん。ダニエルさんが設立した会社でありますよね。それで設立自体は有効ではあると思うんですよ。でも、これがそのままダニエルさんの会社であれば、それだと意味は分かります。でも、沖縄県の財産で所有しているような会社であるとするならば、この県の意思決定を欠いた状態。県の意思決定が分からない、そんな状態で出資が行われた事実が、今私たちは言っているわけなんですけれど。そのときにこの出資自体というのが、やっぱり無効なんじゃないかなと思うし、委託料から捻出された、この1000ドルの支出も違法無効な支出だと思うし、そして作成された株券自体も嘘なんじゃないかな。このような結論にしか、なり得ないと思うんですけど、どう思いますか。

○玉元宏一朗基地対策課長 お答えいたします。

委員がおっしゃられるところは、発起人の方が出資をしたというような位置づけで指摘なされていると思いますけれども、ここが日本の会社法とアメリカ

の会社法がちょっと違うというようなことは、我々少し調べて分かってきておりまして、少し申し上げますと、日本の会社法だと発起人は設立に際して、最低1株の株を引受けなければならないという規定がありますので、発起人は少なくとも1株分の会社を所有するという形になるというふうなことだと思いますけれども、米国のほうの発起人は、必ずしもその要件はないということがあるというふうなことは調べている中で、確認をしております。だからといって、今回の手続が全てオーケーかということ、そうではないかもしれないので、そこは調べていく必要があるんですけども、そこについては国内法と別個の法律が少し取扱いが違うということ、まずはお答えができたと思います。

以上です。

○徳田将仁委員 その確認はどなたに行ったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 現地の法律事務所に確認をしたことと、関連する書籍を確認しながら調べてきたということでございます。

○徳田将仁委員 多分、僕たちに提出した現地の方に、女性の弁護士かな。これは違法でありますかという何か、現地の弁護士もこれは違法ではないと言っていますみたいな書類を、僕たちもデータでもらっているんですけど、そのことで判断しているのかなという思いがするんですけど、そこら辺も詳しく調べていったほうがいいんじゃないかなと思っています。あの内容も、何か少しやんわりしすぎて、本当にこんなやり取りで正しいと言えるんだろうかと思うような内容だったので、もっとしっかり調べたほうがいいんじゃないかなと思っています。

最後になるんですけど、この株券の話。

再三、僕たち今まで言ってきた駐在職員にも株券は見たことがない。誰も見たことがない、ワシントン事務所にもなかった。でも今最近になって株券ありました。これはどこから出てきたんですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

たしか12月ぐらいいにあったと思うんですけども、法律事務所のほうに預けてあったというところで、この法律事務所のほうから取り寄せて、こちらのほうに原本が来たというところでございます。

○徳田将仁委員 法律事務所に原本があって、12月のいつ頃ですか。どなたが

聞いたんですか。

○又吉信基地対策統括監 12月の半ばに来て、その後12月24日、25日にその財産登録をしたと。ですから、それまでは法律事務所にあったというところです。

○徳田将仁委員 誰がこの事務所に問い合わせもして、どなたがやって、これ日にちがこれがあつたからということは、財産登録をしたんだよと言いたいですよね。それを、どの事務所のどこだったのかまで答弁ください。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず11月27日に、ワシントン駐在のほうからメールで連絡が来たんですけれども、弁護士事務所シャルマンロジャース事務所のほうに保管されていたということが分かったということで、連絡が来たということでございます。

○徳田将仁委員 これはどなたが確認を行ったんですか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員が改めて質問内容の説明を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 メールはこちらから確認してくださいと言った人が誰なのかが、今すぐ出てこないんですけれども、この11月27日に先方から来たメールを出した人は、ワシントン駐在の副所長と聞いています。

事実関係のところは、今ちょっと確認したところのことで申し上げますと、10月の決算委員会のところからだと思いますが、このワシントン事務所の問題が出てきて、それを踏まえて本庁側からワシントン駐在のほうに株式のことについて、確認を随時していたわけなんですけれども、そのときに株券があるかというところを、どのタイミングで聞いたかどうかはちょっと今はっきり分からないんですけれども。その時点で、アメリカの駐在のほうでは株券があるかないかというのを探し始めているだろうということで、今確認し、内部ではそういうことになっています。そのあと、11月27日に見つかったということが連絡が来て、そこから先、1か月ほどタイムラグがあるかもしれないんですけれども、

12月末に株券の財産登録をしたところで、私どもとしては原本を確認しての財産登録というのは我々の中では、通常考えているものなので、そこで現物の株券を確認したということを意思表示をしたつもりだったということでございます。ですので、その時点で、この議会の中で明確に申し上げていなかったかもしれないけれども、私たちとしてはそういう認識だったということでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 だから株券を確認して、現物を見て、財産登録をしたという今おっしゃったじゃないですか。だからその現物を見た人は誰ですか。確認したんですよね。だから確認した人は誰なんですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

この件について、今のところは会計課のほうで保管しております。それを会計課に持っていくについては、まず財産登録という形で管財課のほうに登録しましたというのを確認を取って、その後保管については会計課でやるというところ。そこには当然原本がつきます。そこについて私が、直接確認しております。

○徳田将仁委員 12月20何日かでしたか、20何日かに財産登録したと思うんですけど、その前には確認したということなんですよ。会計課が確認したんですよね。会計課のどなたが確認したんですか。

○又吉信基地対策統括監 まずはこのオフィス社のほうから、基地対策課のほうに原本を送ってもらって、基地対策課のほうでまず一番最初に受け取っています。ですので、基地対策課のほうでまず最初に確認しております。その後、我々としてはまず株式会社に相当する会社、まずその意思決定をするが先だろうと。そうではないと、そのあとに続く手続ができないというところで、ちょっと議会もありましたので、その議会が終わった後に、そういう手続に入ると。ですので、順番としては、すみません、基地対策課に原本がいつ届いたかというのを今すぐちょっと答えられないんですけども、それを持っていながら、議会が終わった後、株式会社という意思決定を起案文書でもらって、その後に、この株券原本ありますので、この原本は登録する必要があります。保管は会計課にする必要がありますという形で、手続を取ったというところでございます。

○徳田将仁委員 基地対策課の方々と、会計課の方々というのは、この株券を皆さん見て、その12月末の時点では、皆さん共有をなされていたということですよ。

○又吉信基地対策統括監 恐らく決裁に関わった人たちについては、原本を見ているというふうに考えております。

○徳田将仁委員 そこで確認したいんですけど、運天さんとか、今歴代の方々もそうなんですけれど、株券を見たことがないと皆さんおっしゃっていたんですよ。あるの、あるんですかと、私も見てみたいというぐらいの皆さん、今までね。誰も皆さん、私たちも株券がどこにあるか分からない状態だった。その中で、今回、この株券を今、資料提供してもらって見た中で、山里さんと平安山さんの2人のサインがあるんですよ。ということは、2人は見ているはずなんです。このサインというのは、本人たちが書いたサインですか。原本、皆さん見えていますよね。

○玉元宏一郎基地対策課長 原本を見た職員からの言葉ですけども、直筆のサインだというふうに認識をしているということでした。

○徳田将仁委員 平安山さんも、山里さんも2人ともそういった覚えはないと言っているんですけど、ただ直筆のサインだったと今あるんですけど、これは確認なされたほうがいいんじゃないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員の御指摘のとおり確認すべきだと思います。当時の副所長の職員には、この株券自体は、コピーは見せたそうです。見せたようなんですけども、改めて原本なりを見せて確認をするなり、会計課に保管されているのを出せるかどうかですね。今会計課に原本保管されていますので、それを出して見せるかどうかも含めて、ちょっと検討させてもらえたらと思います。

○徳田将仁委員 今回、謝花元副知事ですかね。謝花元副知事が、県庁に原本ありますよって、私も確認しましたよというところで、原本もここに今あるんだということで、私たちもびっくりしたんですよ。その中で、これって12月の時点で、この原本あるとか知っているんだったら、もっと私たちに資料提供でも、何でこの本当にこのワシントン事務所のことを解決しようとかという誠意

が全く見受けられない。だから、そういったこの確認、事実確認。本来はこれ見た時点で、山里さん、平安山さん、あなたたちが直筆サインしたんですかとか、普通だったらそちらからもうやっているべきなんですよ。そういったこともなされていない。だからそういったところに、様々な疑義が生じて今のこの問題あると思いますので、しっかりその点は確認していただきたいと思います。

以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 よろしくお願ひします。

もう様々な質問等が出てきているんですけども、今日は第三者委員会の報告に関するという形になっておりますので、そこのほうからさせていただきたいと思っています。その中で、ワシントン事務所に関しては瑕疵があると。この瑕疵を――要は修正する、その時期があったと。2016年と2017年か、その2回ほどあったということで、書かれているんですけども。それはなぜそのときに、行政のほうとしてできなかつたんですか。全くそれを知らなかつたということなんでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長 お答えいたします。

委員御指摘のとおりですね、報告書の中で、手続の瑕疵の注意を怠った問題として、平成27年度まで、ワシントン駐在を所管していた地域安全政策課。そしてその後所管が移って、基地対策課になったわけですけども。その中で何回か治癒する機会があつたにもかかわらず、治癒されなかつたということが指摘されております。

またあわせて、瑕疵の治癒を困難にするような業務の進め方として、初代の所長のレポートだとか、担当課を通さずに知事に直接行っていたりとか、ということを担当課が知らないような業務の進め方をしていたところの御指摘があつたかと思います。そういう、その当時の業務の進め方も1つの要因があつたかと思ひますし。そのほか、その後に治癒する機会があつたという御指摘については、本当に真摯に受け止めて、反省をすべきだと思ひますけれども、冒頭のところから質問にもお答えしたところですが、このことについての認識が駐在もそうですし、我々の本庁側も重く受け止めて認識していなかつたというところが、反省すべき点だつたと思ひます。

以上です。

○大田守委員 その時期だと思うんですけども、多分県議会のほうでも、これはおかしいのではないかという意見があったというお話も聞いているんですよ。当時、今もう県議辞められている方なんですけれどもね。その方のお話を聞くと、私もそういった話をした覚えがあると。なぜあのときしなかったんだろうなという形があるんですよ。それに関しては、皆さん方のほうで何か、その覚書みたいな、こういったお話がありましたというそういった文書等は、あるんですか、ないんですか。この瑕疵に関して……。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問の内容に関して確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

大城美千代基地対策課副参事。

○大城美千代基地対策課副参事 お答えします。

今、御質問のありました2015年と2020年の瑕疵を治癒できる機会があるといったような、当時のメモというのを検証委員会に提出しております。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大田守委員から資料提出の要求があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

今大田委員からですね、2015年の瑕疵についての治癒を促すような本庁からのメール。そしてまた2020年には、駐在から瑕疵の治癒に対する問合せに関するメールを資料として要求いたします。

これはいつまでに出せますか。

○大城美千代基地対策課副参事 先ほどの資料と一緒に来週いっぱいということで……。

○座波一委員長 来週に提出をお願いいたします。

大田守委員。

○大田守委員 よろしくお願ひします。

それからですね、私がいつも腑に落ちないのが知事の権限で、ワシントン事務所をつくりました。でも、法人化するのも知事も本来であれば知事の決裁がないとできないと思うんですよね。向こうにいらっしゃる職員の方々は、そういった決裁権を持っていないはずなんです。でもでき上がってしまったと、これは独断専行だと考えるんですが、沖縄県とすれば、これ米国の弁護士さんが独断専行でやられたのか。それとも、やはりこの沖縄県とお話ししながらやられたのか、どちらなんでしょうか。

この件に関しましては、前回、安慶田光男元副知事のほうにも確認したんですが、分からないということだと思ふので、記憶にないというか分からないということだったものでね。でも本来こんな大きなものであれば、私は知事の決裁を、どこかでオーケーをもらっていると思っておりますが、その点に関してはどうでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長 当時の状況でございますけれども、現地の駐在がですね、現地で事務所を立ち上げるためのいろんな検討を現地の委託事業者であるとか、弁護士事務所と調整をしている中で、法人の設立が必要だと。3種類ぐらい種類がありますと、そのうち1つを選ぶというようなところの中で、その前後で本庁に確認を求めようと連絡をしたんだけど、明確な返事がなかったんで、そのまま進めたというような流れが記録として残っていると思ひますけれども、その中で明確に本庁側にしっかりと意思の確認をすべきであったらろうというふうに思ひます。

○大田守委員 2015年5月でしたか、ウェブ会議をやられております。そのときの法人のこれに関しても、ちょっと話が出ていると思うんですよね。その中でオーケーを出したという、そういった記録はないんでしょうか。

○大城美千代基地対策課副参事 ウェブ会議の中では、株式会社の法人形態について、具体的な了承を得たという記録は残っておりません。

○大田守委員 では、これ沖縄県民の財産です。1000ドル、12万円でしたか。これを有価証券としてもつくりあげているんですよね、株式として。この財産が、職員も分からない、沖縄県の県庁側も本庁のほうも全く分からない。今お話を聞きましたら、米国のシャルマンロジャースさんでしたか、シャルマンロ

ジャースさんの弁護士事務所にあったと。私は県民の財産管理として、こんな感じのやり方で本当に通るのでしょうか。今までこういったやり方あったのでしょうか、財産管理として。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもが少なくとも把握している範囲の中では、このようなことがあったということは聞いてはおりません。

○大田守委員 あまりにも今回のこのワシントン問題はですね、前知事の公約であって、これ前のめりにやっちゃって、本来であれば確認すべきところを確認しなかった。これが全部その結果として、今の結果になっていると思うんですよね。私はこの9年間の間に、沖縄県知事は、ほかの都道府県の知事に比べまして、外交できる知事だと思っております。国がどう思うかは、これは関係なく思っております。仲井眞知事も、確かワシントン事務所をつくりたいということをおっしゃってございました。歴代知事はやっぱりその思いなんですよね。

せっかく立ち上げたのに、この9年間きっちりしなかったおかげで、この現状なんですよね。先ほどからもうこれ見て、今までの答弁も聞いて、参考人の皆さん方のお話も聞いてですね、責任感がない。責任感がない。もうこれに尽きると思うんですよね。行政は継続ですよ。今日に至る時点まで責任感がないんですよね。第三者委員会のこれも出ました。新年度出ました、玉城デニー知事ももうこれ精算する以外ないというところまで来ました。ただしかし、じゃ、どう私たちはこの結果を見て、どう責任を取りますかという、その責任の所在が全く見えてこないんです。この第三者委員会の検証委員会の、これに関しまして、本当に統括監であれば厳しいかなと思うんですが、本来であればここにもう知事が出ていらっちゃって、どういった思いで今後されていくのか。この第三者委員会を、これを基にして、責任の在り方をどのような形で表していくのか。

その点を最後にお聞きしたいなと思っております。

○又吉信基地対策統括監 先ほど少しお答えしましたが、まずはこの検証委員会の結果、あるいは議会の指摘を踏まえて、本来その時に取るべき正しい手続は何だったのか。そこを確認して、その当時の担当に、なぜやらなかったのかというのをヒアリングしながら、その担当なりその責任あるラインの人たちに対して、その職責で、この人だったら——例えば当初は主事の方が担当していましたので、担当に任せているとこれはちょっとあり得ないと思っていまして、

そうなるともっと上の人たちがフォローすべきだったのではないかと、そのような形で、このやらなかった行為、あるいは間違っただけの行為に対して、一個一個その人の職責踏まえて確認していった上で、その上で責任というのが出てくるだろうというふうに考えております。

それを総合した形で、最後にやはり知事は統括する責任がありますので、知事にどのような責任があるかというのを含めて出てくるのかなというふうに考えております。

○大田守委員 今回、ワシントン事務所に関する検証委員会のこの中でも全て出ておりますので、私は先ほど今統括監がおっしゃった、当時の関わった職員全てにお話を聞きながら、でも最終的には、職員ではないんですよ。職員は業務命令であればやっていきますよ。その時々本当に決裁権を持っていた方々が、どこをどう見落とししてしまったのか。この責任の在り方はどこまで取るのか。そこまでやらないと駄目だと思うんですよ。これをお願いして、提言して、終わりたいと思っています。

以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありますか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 よろしくお願いたします。

まず検証委員会についてお聞きしたいと思いますが、この検証委員会は予算大体どれぐらい使われましたか。

○米須清剛行政管理課長 予算ですね、検証委員会で報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、調査——これは委員長さんに係るものですが、予算として今500万円程度予定しておりました。実際、報償費、旅費について、今精算の作業をしているところで、おおむね500万円程度の支出になるということで取りまとめてございます。

○宮里洋史委員 それでは検証委員会ではですね、県の追認を有効と判断されたのかお聞きしたいと思います。

○玉元宏一朗基地対策課長 お答えいたします。

検証委員会の報告書の中で、追認のことについて記載をされて、もう御存じ

のことだと思いますが、端的に申し上げますと、追認の法的効果を論じる意義は、もはや見だし難いという厳しい表現で、追認のことについて全て効力を有するというような表現の仕方ではなく、厳しい指摘がなされているというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 それでは、これは無効と言っているのか、もしくは時間切れと言っているのか、そこら辺の確認もできますか。この報告書ベースだけではなくて、その議論も聞いていると思うんですが、この辺を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今の挙げていただいた無効、もしくは時間切れという、2つの言葉のような形で表現されてはいなかったよという議論の中でですけども、どちらかというとなら無効というとなら全てこの追認が効力がないということになるかと思いますが、そういう意味ではなくて、ここで書かれているとおり、さらなる検証が必要だというような意味合いになるかなというふうに思っております。

○又吉信基地対策統括監 この委員会の議論を踏まえてなんですけれども、設立当時の文書による意思決定が確認できないという、まず事実がありますと。法的な手続がなされていないという事実もありますと。こういう事実については、追認によってなくなるものではないというふうな形で言っています。そういう行政の本来取るべき手続がなかったという形で、県に対して手続をちゃんとやるべしという形で反省を促すという趣旨というふうに受け取っております。

○宮里洋史委員 今、統括監の前の課長の答弁だとですね、初めの答弁よりちょっと柔らかく聞こえたので、相当厳しい判断されていると思うんですけど、ここをやっぱりしっかり確認していきたいのは、県の法解釈が、先の委員からも質問されていますけれど、すごい強く問われていることだと思うんですね。県の調査委員会からの調査報告に対して、県の回答一部ですけどというのを僕らも見ましたけれども、この件に関しては追認していますみたいなことを書いているんですけども、調査報告書には追認で有効となったとは言い難い。言えないと言われている。それは優しく言っているだけで、ほぼ無効じゃないですか。その解釈に対しては、しっかりとその解釈踏まえて、私達説明していただきたいんですよ。どっちとも取れますみたいなことというのは、やはり今後検証していく上で、調査していく上でですね、道をたがえると思うんです。教

えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 失礼しました。先ほど少し私は柔らかめの表現をしてしまったと思いますが、調査報告書に書かれているとおりの表現だとは思いますが。厳しい御指摘だと思います。先ほど統括監が申し上げたとおり、追認という行為を行ったことよっての効果としては、県として会社を設立するという意思決定を一応文書で示して、それを設立時点のところに遡って効力を発揮させたということになるかと思えますけれども。これは少なくとも、私どもの側から見て日本の側から見て限定的かもしれませんが、効力を発揮しているかもしれませんけれども。

これは一方で、アメリカの国内の中で、我々の行為が有効かどうかというのは分からないというか、そこまで念頭に置いて追認をしてできるかどうかということは、非常に厳しくもう一度検証する必要があるんだろうというふうに考えています。

以上です。

○宮里洋史委員 この事業、結果を踏まえてですね、県民の皆様にも、そもそも株式会社ということをお報告できていなかった時点で、不信を招いたことをお詫びしますと、ずっと執行部は答弁されていますけれども。

もう一つですね。県民に損害を与えたという意識はありますか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

ワシントン駐在については、これまでの様々な活動を通して、国防権限法に一部意見が出されるとか、いろんな効果というのか、実績はあると思っておりますので、特に県民に対して被害を与えたというところに認識はございません。

○宮里洋史委員 違法に設立された会社に、大浜一郎委員からの質疑でもありましたけれども、公金が違法に支出された場合に、これは行政の業務を逸脱したことになります。それはすなわち違法というよりも、それ自体が損害だと思うんです。その意識はあるのかと聞いているんです。

○又吉信基地対策統括監 すみません、まだこの報告書もそうなんですけれど、我々としては違法という認識はございません。ただ疑念を持たれているという認識でございますので、そういうのが判断すべきところに出てきた、その後にそういう対処について考えていきたいというふうに考えております。

○宮里洋史委員 統括監、今の答弁はすごい、すごい訂正していただきたいんですけども、違法とっていないと。今この検証委員会の報告が出て違法とっていないと。では、執行部はなぜ再議に付さずに、そして今解散するという方向で歩いているんですか。違法でなければですよ。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

この報告書でも書いてあるとおり、まずワシントン駐在に関する業務における適法性についてさらなる調査を要するところではあるが、現段階の調査においてもDCオフィス社の設立に重大な瑕疵があることは明らかであって、その瑕疵が連鎖する形でその後の運営も含めて違法となる可能性は否定できない。当委員会としては、米国ワシントンDCにおける政治的活動の要否を判断するものではないが、仮にそれが必要であるとするのであれば、なおさら今一度原点に戻って、日本法及び米国法との整合性も含めて、その方法について十分な検討を行うべきである。弁護士資格を有する任期付職員の採用も含めて、改めて体制を構築してその方法を慎重に検討する必要があるという、ここを踏まえてですね、まず閉鎖するという判断を行いました。

それと加えて再議に付した場合にですね、再議に付した場合は、修正議決されたものが先に採決が取られて、そこで否決された場合には、原案の採決へ行って、原案が否決された場合には、暫定予算という可能性がありました。その暫定予算に行くに当たって、県民あるいは県経済にかなり大きな影響を与えるという、この2つの判断の下に再議に付さなかったというところでございます。

○宮里洋史委員 やはり今日、質疑が始まって、我々会派と公明党も含めて、やはり少し疑念があったんですね、やはりあれだけのことがあって検証委員会のことがあって、やはりしっかり受け止めて、大切なもの守るべきものは守って、高い透明性とおっしゃっていたにもかかわらず、いまだに違法性はなかった、違法性と断定されていないからという、その対応が私たちはすごい気になっているんですよね。追認でオーケーって、県は判断しているんだけど検証委員会では、相当厳しい指摘を受けたと。ビザもオーケーって、一般質問とか様々な予算特別委員会で、ビザオーケーって答弁ありましたけれども、あれはメールでのやり取りであくまで一般論ではないかなと思うんですよね。要するに地方自治体がアメリカに子会社をつくっていいかどうかとも検証されていない中で、別の例えを出して本国からアメリカに来て本国から給料をもらうことは違法性ないですよというようなメールの確認の仕方もあるわけですよ。だ

から、それ自体が今のワシントンDCオフィス社に対して、法的に違法性はないって——要は、言っている弁護士の見解とはちょっと遠いと思うんですよ。だから、このような不誠実だと思われるような対応をしている。今の県は、大丈夫なのかなって、やっぱり思うわけですよ。違法性はなかったって、先ほど統括監がおっしゃっていましたが、本当にそう思っているんですか。

○又吉信基地対策統括監 違法性がなかったと、違法性としてまだ断定されていないというところがございます。それとビザの件については、DCの法律のさらにはその移民に詳しい弁護士のほうと相談しながら、駐在というのはこういう職務をやりますよ、あるいはこういう目的で駐在として異動して行きますよとかですね、そういう書類を示しながら、じゃ、どういうビザ適当ですか、あるいは手続どうすればいいですかというふうに確認しながら、やって来たものですから、ビザについては特に問題はないというふうに考えております。

○宮里洋史委員 やはり検証委員会の検証と少し差を、今の答弁でやっぱり感じてしまいますし、不誠実だなと思ってしまいます。

この問題に対して、去年の10月から出てきている問題で、もう半年近くたちます。根本的に、県はこの検証を自分たちでいつ終わらす気概があるのかなというのを聞きたいんですよ。外部に全て委ねて、弁護士に聞いた弁護士に聞いた。今もう自分たちで閉鎖するという決断を考えていますというのであれば、しっかり一つ一つの問題をつまびらかに出すべきだと思うんですよ。その当時の資料があった、なかったではなくて、今現状がこういうことがあるから、こういった問題があるから、逆にそれを県が主導的に積極的に解決すべきだと思うんですよ。その点はいかがなんでしょうか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

先ほども少しお話しましたがけれども、まずはこの指摘されていること一個一個ですね、本来どういう対応をすべきだったのかというところを確認しながら当時の担当に確認していく。それからその責任を含めて、明らかにしていくのが先だろうというふうに考えております。

○宮里洋史委員 そこなんですよ。指摘されたことではなくて、自分たちが今会社を設立して駐在規程もあって、地方公務員法、地方自治法、議会の議決、アメリカの法律、自分たちで調べて、ある程度ロードマップをつくったりはできないんですか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉統括監から質疑内容について確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

又吉信基地対策統括監。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

まずは閉鎖に向けての手續が今ワシントン駐在のほうで、現地のほうでどのような手續なり時間なりがかかるのか、経費がかかるのかというのを含めて今、駐在のほうでやっております。この先ほどお話したような形で、これまだ中でオーソライズしたわけではないんですけれども、やはり時系列に沿って、まず選定委員会の話から来ていますので、平成27年の26年度の前からですね、少しやっていって——例えば選定委員会の議事録がなかったねとかですね。そのときに本来誰が作成すべきだったの、その担当はなぜ作成しなかったのかですね、一つ一つ確認していくという作業の中、やっていくのかなというふうに考えております。

○宮里洋史委員 ずっと指摘されていることが、検証委員会で指摘されたわけですね。本日我々が言った、住民訴訟を食らうかもしれない。そして兼業規定も本当に合法か分からない。そういったところは、本当は内部でこういうことが事実が発覚したわけだから、一個一個自分たちで検証して、逆にこのことに対してこう対処しますと法律をしっかりと運用する行政マンだからこそ、今こそしっかり自分たちでやるべきではないのかなと思うんですけれど、そこら辺はいかがでしょう。

○又吉信基地対策統括監 先ほどから言ったように職員のヒアリング含めて、自分たちでやるというふうに考えております。それと兼業許可の話があったんですけれども、この件については総務省のほうにずっと皆さんに御懸念を与えているような形で、二重の身分が持てるのか、しかも時間も区切らずにですね、というものがあったと思います。これについて総務省のほうに確認を取りました。総務省の確認を少し読み上げたいと思います。

営利企業への従事等が許可制とされているのは、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと。まずこれが1つ目です。

2つ目が、当該営利企業と職員が属する地方公共団体との間に相反する利害関係が生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと。

3つ目に、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことの3点を確認するために、この許可制とされているというふうにしております。営利企業の役員を兼ねる場合も、この3点を満たす必要があると。総務省としては、個別の事案について判断する立場にはありませんと。許可制にしている趣旨、先ほど言った3点に該当しないかどうかを踏まえて、各任命権者において適切に判断されるべきというところで、先ほどあったんですけど、令和6年度、7年度に分けて2回ですね、営利企業等従事許可ということを、我々公室の立場から総務部のほうに出して、総務部の知事のほうとして許可してもらったというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 それでは、僕らも追認のときに兼業許可を見ました。7時間以上は、DCオフィス社に勤めていますというのを見ました。それで、沖縄県からその人に報酬を払うわけですね。要するに、DCオフィス社に7時間以上勤めていますという兼業許可を見た中で、沖縄県からその職員に給与を払うことは問題ないということですね。

○又吉信基地対策統括監 給料払うことも問題ないし、ほぼ1年中というところであれなんですけれども、ほぼ重なった時間で両方の身分を持っていると。一部、DCオフィス社の役員会とか、株主総会とかその場合だけは、除いた形でそれ以外は、もう両方の身分を持っていますよというのが確認できたというところでございます。

○宮里洋史委員 すみません、ごめんなさい。

改めて、さっきの三要件をもう一度聞けますか。

○又吉信基地対策統括監 まず1点目が、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと。これが1点目です。

2点目が、当該営利企業と職員が属する地方公共——これ県ですね、当該企業と県との間に相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の構成を妨げるおそれがないこと。これが2つ目です。

3つ目が、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと。この3つの確認が必要だというところでございます。

○宮里洋史委員 この3つについて聞きたいんですけども、ワシントンDCオフィス社で勤めるときに、1、2、3の部分でどのようにこれに抵触しないかというのを説明をお願いします。

○又吉信基地対策統括監 基本的にやることというか、目的が同じだと思いますので、県の職員として働いているイコールDCオフィス社の業務としてもやっているという、同じ方向を向いてると考えておりますので、この3つに当たらないというふうに考えております。

まず職務遂行上、能率の低下を来すおそれがない。これ駐在としてやることと、DCオフィス社としてやることが一緒ですので、職務上の能率の低下を来すおそれがないというところがございます。当該営利企業と県間に相反する利害関係がないというところで、そこについても目指す方向は一緒ですね。利害関係はなくて、かつ、職務の公正を妨げるおそれがないと。これも同じ方向を向いていますので、その職務の公正を妨げるおそれはないと。

それと3つ目が、職位及び職務の品位を損ねるおそれがないということ。これも同じ方向を向いて、同じような業務をやっていますので、そういうものも当たらないというふうな形で考えて申請したものでございます。

○宮里洋史委員 私たちはですね、やっぱり所属が変わって、ビザも取られているわけなので、そこは株式会社だったわけです。インクだったわけです、法人だったわけです。法人で7時間勤めているから、二重の身分を持っているというけれども、本来その給与はこの法人が払うべきお金であって、検証委員会でも、ほかの答弁でも言われていたように——例えば1度退職して出向という形もあるわけじゃないですか。そこの指摘もされているわけですよね。ただいまずっと統括監は、二重の身分が持てるという話なんですけど、二重の身分が持てるということと、2つの場所で働いているというよりも1つの場所で働いていて、もう1個のほうから給料をもらうということは公務員はできるのかなという質問です。

○仲村卓之人事課長 先ほど統括監から説明のあったとおりなんですけれども、知事公室のほうから総務部のほうに営利企業への従事等許可申請というものが出てきております。それを総務部のほうで審査した結果、承認をしたわけですけれども、その時に就こうとする業務と、あと職務内容と責任というのを審査しました。職務内容と責任のほうをちょっと読み上げてみたいと思います。

在沖米軍基地と地域社会との関係や沖縄と米国の経済、文化関係を含む地域課題について、沖縄県と米国の利害関係者の意思疎通を促進し、より深い理解と協力の実現を図るとともに、沖縄と米国の事業機会及び国際貿易を促進する。なお、株主総会、取締役会、その他の会社固有の業務については、職務専念義務の免除の対象とするということにしています、その会社固有の業務のほうは職専免を出しています。この就こうとする業務の勤務時間が1日7時間45分ということで承認をしたところでございます。

以上でございます。

○宮里洋史委員 確かにそれは確認したんですけれども、私が聞いているのはそれは駐在員であれば問題ないと思う。県の機関であれば、今回はDCオフィス社は県の機関ではないわけですよ。子会社と言っていますけれども、だからそこで7時間45分勤めていて、沖縄県庁から公務員として給料払うことができるのかという質問です。

○仲村卓之人事課長 給与支給することは、問題ないと考えております。

○宮里洋史委員 その問題ない理由を教えてください。

○仲村卓之人事課長 先ほどから再三説明していると思えますけれども、沖縄県職員の身分を持ったまま、アメリカで駐在をして働いておりますので、県職員の給与を支給することは問題がないかというように思っております。

○宮里洋史委員 すみません、営利事業従事許可の3つの内容は理解しました。でもそれというのは、兼業許可。いわゆる所属が変わったときに何時間勤めていますよという、兼業許可って通常、私たちが調べた範囲だと営利企業にはこの時間働いています。公務員としてこの時間働いています。だから、企業で働いている株主総会1日だけ除いているわけですよ。私が聞いているのは、二重の部分を持つのはいいです。兼業許可出せます。でも、二重の時間を兼ねることはできるのかという質問なんです。

○仲村卓之人事課長 地方公務員法第35条におきましては、職員は法律、または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとありまして、先ほど私が読み上げたワシ

ントン駐在の業務内容につきましては、こちらに規定する県がなすべき責を有する業務を有する職務であると考えていますので、それに準じることは県職員として業務に従事しているものと考えております。

○宮里洋史委員 それであれば、ほかのところに——例えば公社とか行く職員が退職して行っている理由が分からないわけですよ。何で県の機関ではなくて、株式会社であるわけじゃないですか。なので、そこは明確に答弁ください。同じ職務をしているからではなくて、組織が違うわけです。それでも大丈夫という根拠を教えてください。

○座波一委員長 休憩いたします。

午後 5 時12分休憩

午後 5 時30分再開

○座波一委員長 再開いたします。

仲村卓之人事課長。

○仲村卓之人事課長 先ほどの説明を少し整理しましたので、改めてお答えいたします。

まず海外に駐在する職員の人事異動発令の根拠についてなんですけれども、職員を海外に勤務させるに当たっては、海外の駐在を所管する所属課への異動と併せて、駐在を命ずる人事発令を行っております。

今回であれば、所長は秘書課付で駐在場所は、アメリカ。それから副所長は、基地対策課主幹に発令した後に、駐在を命じております。これは地方公務員法第15条の2第1項第4号に基づく転任に該当するものとなります。

同じように商工労働部にも、アジアの駐在員が複数人おりますが、同じように所管課に人事を発令して駐在を命じております。

これらのいずれにつきましても、沖縄県の給与に関する条例に基づいて県のほうから給与を支給しているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 駐在員であれば、そうだと思うんですけれども、今回は株式会社なので、その部分はどうなりますか。

○仲村卓之人事課長 繰り返しになりますけれども、駐在の身分のままで向こうで勤務をしておりますので、県のほうから給与を支給しているということでございます。

○宮里洋史委員 ということは、勤務先が株式会社でそのに従事しているという兼業許可も出して、そこでビザも取って——要するにそれで駐在に行つて、県庁から給料を払うことは何ら問題ないという……。

○仲村卓之人事課長 私が説明したのは、給与を払う根拠について給与条例に基づいて、県の人事の発令。それから駐在を命じていることに対して、給与を支給しているということの御説明をしました。その勤務先が、今回株式会社になっていたりとか、そういったことについて私がお答えしたのではなくてですね、職員の給与はあくまでも給与条例に基づいて県から支給していますよというところでございます。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

それでしたら、株式会社に勤めている方の部分の説明をお願いします。ほかの方でも……。

○屋我はづき総務統括監 お答えします。

株式会社に勤める場合というところでは、こちらは公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律というものがございまして、これに基づきまして、第10条のほうになります。特定法人という条例で特定法人というのを指定することになり制定することになります。当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部、または一部が地域の振興、住民の生活の向上、その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務、または事業と密接な関連を有する者であり、かつ当該地方公共団体がその施策の推進を図るために、引き続き支援を人的援助を行うことが必要であるものとして、条例で定めるもの。特定法人に対しては、その取決めに定められた内容に従って職員を退職させて、派遣することができるという。その退職に関しましては、その任期が終了した後は、県の職員に採用する、復帰することとして、退職させるという手続になると。

ただその給与の支給というところに当たっては、県から給与を支給することはないというふうな整理になっております。

○宮里洋史委員 統括監、すみません、我々もこの問題を解決したくて、調査として百条委員会を開いておりますので、対立案件ではないと思っています。

なので、このお話を聞くとはですね、やっぱ人事上はですね、駐在発令をして、この人は駐在でこの職務だからってことで、給料払うことができますという答弁がありました。

ただ、この人がどこにいるかというのは派遣のお話を今されました。ワシントンDCオフィス社は、この条例に制定されてますか。

○屋我はづき総務統括監 お答えします。

この条例というのは沖縄県公益的法人等への職員の派遣に関する条例というのを沖縄県のほうでは、定めておまして、その中ではまた規則のほうですね、派遣先というのは規定はされておりますが、今般のこのワシントン株式会社については、この条例に基づく規則のほうでの規定はないと思います。

○宮里洋史委員 それプラスですね、やはりその派遣の特殊法人に、規則にある特殊法人に行く場合は、退職して行かれる、でも帰ってくることもできるというところなんですけど、その場合、今回の行っている職員に関しては退職されてないということですよ。

○屋我はづき総務統括監 今回の職員につきましては、先ほど人事課長からも御説明しておりますが、派遣法に基づく派遣ではなくてですね、県の職員として、駐在という形での異動になっておりますので、県の職員としての業務をやっているということで整理しているところです。

○宮里洋史委員 改めて聞きます。

ただ、法人に行くときには、派遣法の県の条例を活用しないといけないって答弁だったと思うんですね。てことは今回のDCオフィス社に行っている駐在職員は、駐在発令に対しても、この派遣に対しても該当していないということによろしいですか。

○仲村卓之人事課長 お答えいたします。

今年の1月にですね。総務省のほうに照会をした内容がございます。

県職員の身分とワシントンDCオフィス社の役員の地位を併せ持つ職員に給与を支給することができるかという問合せをしました。

1月29日に回答頂いております。

地方公務員である職員が、地公法第38条の許可、先ほどの営利企業の許可ですけれども、営利企業の役職員となった場合であっても、当該職員に対し、条例に基づいて給与を支給することは、できるとの回答を頂いているところでございます。

○宮里洋史委員 しかしですね、それは駐在所のある場合っていう答弁だったと思います。行く先が株式会社だった場合は、さっきの派遣の話になりますので、派遣の場合は、退職されて行かないといけないっていうことだったので、やはり、駐在の場合だったら払えますけど、行き先が株式会社で登録されるわけですから、それはやはりできないですよって質問です。

これは本当に事実として聞いてます。だから答弁が食い違ってるんで、そこは、そうであれば、そうなのですかという確認をしているだけです我々は。

○仲村卓之人事課長 沖縄県職員の駐在等に関する規程というものがございまして、その中で、所属機関、駐在場所、担当区域、担当事務というのが定められております。

今回のワシントンに関しましては、知事公室、それから基地対策課のほうで、駐在場所がワシントン、担当区域がアメリカ合衆国。担当事務が沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関することとなっております。特に、株式会社に属し、駐在派遣してるとか、そういった立てつけになってなくてですね。

駐在はあくまでもワシントンで駐在業務をするという規定がなされております。

○宮里洋史委員 委員長すみません。答弁が行ったり来たりしていると思います。ちょっと委員長整理をお願いします。

○座波一委員長 これさ。駐在所がないっていうこと前提なのに駐在してるって話なっているわけよ。これ全くこれ答弁全然かみ合っていないっていうか、駐在所がないところに駐在してるって話なんだよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員の御質問にダイレクトに答える内容ではないかもしれないんですけども、アジアの事務所の事例について少し補足して御説明したいと思うんですが、今、人事課長が申し上げたのは、県の職員の立場から見たとき、人事課の立場から見たときには駐在っていうのは、同じ意味合

いで見ているんだってことなんですね。

行った先の取扱いのところでアジアの事務所とやっぱり違う、少し違いがあるってことはありまして、アジアの事務所はまずはあの、そちらに産業振興公社の事務所というものがあります。

そこに、県職員の駐在を行かせて、そこです、沖縄県と産業振興公社がその事務所を共同で運営するっていう協定書を結んでるんですね。

そういうしっかり協定を結ぶっていう形を取って、その中で費用については県から、駐在に払うとか、所長っていう職名は県職員の職員駐在が持つとか、そういうことが決められているんですけども、それに基づいて運用してるってことになるんですが、これは報告書の中にもそういう趣旨で含まれてるかと思いますが、今回のワシントン駐在の事務所については、そういう協定書なりっていう取決めがなされていないっていう指摘がありますので、これについては、まさに今この場でも総務部とも我々、この場でも議論になるような状況になっておりますので、本年度、様々な検証をする中でですね、そのこともしっかりと細かくですね、連携をして、検証させていただけたらというふうに思っております。

○宮里洋史委員 改めて確認いたします。

人事課の言ってることは重々理解しております。

香港駐在のことも分かっておりますけれども、法人に勤める場合は、条例に載せた法人にしか行けないっていうのは事実なんですよ。

○屋我はづき総務統括監 お答えします。

先ほどの宮里委員からの御指摘のように、これは先ほど申し上げている公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいて、条例に定めているものについて派遣することができる。

産業振興公社の話がちょっと出ましたが、この産業振興公社ということになると、これはまたこの派遣法に基づく条文がちょっと違いまして、2条になるんですが、そちらのほうで、その業務の全部または一部が当該地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するもので、かつ、地方公共団体がその施策の推進を図るために、人的支援を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間で、取決めに基づいて、その条例に定めるところにより、派遣することができるという形になっています。ちょっと公的な位置づけの一般社団法人とか一般財団法人とかですね、産業振興公社もそうですけれども、そういったところも条例に基づいて、派遣をします。

その場合は、また、県からの給与、その業務の内容が非常に密接で、ほぼほぼその公的な業務に当たるという場合は、県から給料を支払うことができると。

もう一つこの株式会社という位置づけになってきますと、これはまた、この派遣法の10条、先ほども申し上げましたが、10条に基づいて、こちらも条例に定めるところに派遣をしますが、株式会社ということですので、一定その公的な役割を持つてるような株式会社の派遣ということにはなるとは思うんですが、給与については、県から支給はしないということの制度となっております。

○宮里洋史委員 最後に聞きます。

それは、今のDCオフィス社は、それに対しては合致してないということですよ。

○屋我はづき総務統括監 現在この沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例には、ワシントン株式会社は位置づけられていないと。

○宮里洋史委員 検証委員会で様々指摘をされて、法解釈の話から今日質問させていただいてます。なので、今ここまで、人事部と、この統括監とお話する中でここまで来るのに30分ぐらいかかってしまったのは僕の質問が悪いからかもしれないけれども……。それで、この質問を僕はしたら、初めて分かると思うんですね、初めてこの答えまでたどり着けるとは思うんですけども、やはりそういったところが、不信感を招く部分だと思うんですよ。

そこら辺を改善していただかないと、これからいろんな質問しても、隠してるんじゃないかな、隠蔽じゃないかなと思ってしまいますよ。

だからそこら辺をちょっと改善していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○屋我はづき総務統括監 お答えします。

今回こういったワシントンの調査検証委員会からの御指摘も受けて、大変執行部としても重く受け止めているところでありますので、今後あるべき姿という形で、御提言もいただいておりますので、そこら辺しっかり検証しながら、新しい体制については、どのような形で透明性を確保しながら、また、説明責任を果たせるような形でですね、構築していけるかというところを、知事公室のほうとも調整していきたいというふうに考えます。

○宮里洋史委員 地方公務員法32条の職務命令について規定があると思いま

す。法令、条例、規則及び規程、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない、とあります。

私たちが、私も含めて、ずっと質問してるのは、職務命令で皆さんやってるわけですよ、皆さん。で、違法行為を命じる命令は、ハラスメントになる判例も出ております。

ですから、やはり法の取扱いとか、職員の身分とかを、ずっとずっと確認しているわけですよ。過去そうであったから、もう過去は変えられないので、やはり今いる人たちを守る形ですね、法律にのっとってやるのが行政じゃないですか。

だから今、僕がすごいずっと気になっているのは、32条の、かつ上司の職務上の命令により過ぎてるんじゃないかなと思うんです。

この32条は、法令、条例、規則及び規程で1回切られてるんです。まずそこが一番大事。その上で、上司の職務命令に従わなければならないというのは公務員法第32条じゃないですか。

皆さんは上司の命令だから僕はハラスメントじゃないかってこの委員会でも質問したことがあります。

そこら辺に対しては皆さんどのようにお考えなんですか。

○仲村卓之人事課長 お答えいたします。

地方公務員法では第30条にサービスの根本基準というのが定められてまして、全て職員は全体の奉仕者として公益の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと、これ根本基準とされているんですけども。

この地方公務員法逐条解説によりますと、このサービスの根本基準のうち、先ほどから度々出てきています、職務専念義務、それと、上司の職務上の命令に従う義務とが、最も基本的な義務であるとされております。

ですので、私たちはこの2つの義務を忠実に守って、法令を順守しながら、こういった根本基準を守りながら、職務に専念すべきというふうに考えております。

○宮里洋史委員 皆さんがそうではなくて、そういうことと分かっても、皆さんにこのような答弁させてるって思ってしまうので、質問させていただきました。

やはりしっかり認めるものは認めて前に進まないといけないと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

質問に行きます。

検証委員会の5ページなんですけれども、初代所長は、県を代理する形で委託先のコア社を介することなく、再委託先の米国総合法律事務所との間で直接委任契約書を締結した。

初代所長に対する委任契約締結についての代理権授与を示す文書は当委員会に提出されていないとあるが、この契約は、権限なく結ばれたものであって、不成立で無効ではありませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 申し訳ございません。

御指摘の意図はすごく十分理解しているんですけれども、今、検証委員会からこういう指摘もあり、我々これからしっかり検証していこうという立場にいるわけですが、今この時点ですら、これが無効か有効かっていうのをなかなか断定的に言うのが難しいということでございます。

申し訳ございません。

○宮里洋史委員 本庁側の決裁を経ずにワシントン駐在が権限なく、締結した契約や支出は他にもあったのかどうかも確認したいです。

○又吉信基地対策統括監 すみません。全てかどうかあれなんですけれども、支出はおそらくないと思ってます。

もう一つ今、契約の話なんですけども、2代目の所長が同じような形で移民法の専門の弁護士との間で同じような形の、この協定を結んだのがもう一つ事例としてございます。

○宮里洋史委員 検証委員会報告書14ページ。

県、DCオフィス社及びコア社は別法人であり、契約関係がない中での役務提供は贈与と考えられる可能性があり、税務対応が必要となる可能性が否定できないとされています。

これは過去DCオフィス社が行ってきた税務申告そのものが粉飾、脱税の疑いが生じたということであり、米国の税務当局に対して告発されかねない、と思うんです。これに対する責任は誰が持つのかという質問でございませう。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、委員からの御質問の責任を誰が持つのかという部分につきましては、今すぐにですね、確定的なお答えができないというところ、申し訳ないんですが、そういうことになるんですけれども、ここで

指摘されている贈与とかの部分についてですね、私どもとしては、何て言うんでしょうか。贈与とかその後に出てきている。アームズレングス原則、独立企業間取引などの指摘についてですね。

我々としても、検証をこれからしていく必要があるんですが……。

いわゆる贈与とか、移転価格に関することだと思うんですけども、それについて税法上の問題点という意味だと思うんですけども。

私どもとしてはですね。まずは、今回のワシントンDCオフィス社については、いわゆる営利企業の形態を取っておりますけれども、実際には物を仕入れて、物を売って売上げて利益を上げてっていう活動をしておりませんので、いわゆる、営利企業同士の国際間のこの税率の違いを利用して、取引、この子会社間との価格を操作することによって、税負担を回避するなり低減するっていう、ことは我々としては行う理由がまずないっていうことがあるかと思えます。同じように贈与についてもですね、例えば当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与えることっていうことだと思えますけれども、県とワシントンDCオフィス社、ワシントンコア社の間でそういう行為はなされていないっていうふうな認識ではございます。

ただ指摘ございますので、改めてですね、この認識でいいのかも含めてですね、しっかり検証はする必要があるかと思えます。

○宮里洋史委員 申告においてですね、他の法人に家賃を肩代わりしてもらって、ずっと間借りしているっていう構図になっていると思うんですが、コア社に。その場合は、その金銭の授受がなかったとしても、申告書上は、その分の家賃分は雑収入として上げないといけないんですね。

そこら辺はいかがですか、その質問です。

○玉元宏一朗基地対策課長 企業会計の中でどういうふうな会計の仕分けの仕方をするかというような観点だと思いますけれども、委員、その分野すごくお詳しいってこともお聞きしてますので、それでの指摘だと思いますが、私どもですね、正直なところ、その分野にすごく明るい職員がそろっているわけではなくてですね、そういうこともあって委託相手先に会計事務所にも再委託という形で処理をしてもらって、それでもって正確性を担保しているつもりで、これまで、事務をやって来たものですから、これにつきましてもですね、我々なりに、大丈夫なんじゃないかっていう見解がないわけじゃないんですけども、改めて4月、検証委員会の報告書は出てきたところですので、改めて検証させていただきたいと思えます。

○宮里洋史委員 毎年DCオフィス社に入金している、送金されている追加払込み資本の取扱いなんですけども、やはりいろんな質問でも、答えはまだえられておりませんが、これは出資ですか、寄付ですか、貸付けですか。

○又吉信基地対策統括監 追加払込み資本という形でやって、受け手側では、アディショナルペイドインキャピタルという形で、コア社からの入金については受けてるというところでございます。

○宮里洋史委員 質問に答えてないです。

寄付か貸付けか、増資か、出資かの3つしかないんですね。

一般質問でも聞きましたけど、そこはどうなんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

御質問のアディショナルペイドインキャピタルが、増資、貸付け、寄付のいずれなのかという御質問だと思いますけども。

県は、ワシントン駐在活动事業という予算事業の中で、駐在の活動を支援する業務をワシントンコア社に委託をして、その委託先において、業務の支援業務の一環として、ワシントンDCオフィス社の口座に入金をしているという行為が、事実としてあるわけなんですけども。

それを受けたオフィス社の会計処理上は、資本取引として資本を受入れていますので、お示しの選択肢3つの選択肢の中では、増資に近いというふうに位置づけられるかもしれないんですけども、株式の発行を伴っていないというような点で、厳密には異なるということで、私たちとしては今考えているということになります。

貸付け、寄付のところですね。貸付け、寄付に当たらない、当たるか当たらないかというところになりますけれども。

まずはオフィス社に対して提供した資金は、今後、同社から返還を受けることを予定しているものではないということ、貸付けではないという整理をしております。

また寄付金については、相手方に対して直接事業に関係なく、何らの対価を伴わずして、無償で贈与したものを寄付金というふうに理解されているというふうにしていただいております。この当該資金については、県の駐在を設置する目的を達成するために、ワシントンDCオフィス社の運営に充てることを目的として提供されている。

一応目的が定められた形で提供されていることから、いわゆる寄付金というものに当たらないっていうふうな理解でございます。

○宮里洋史委員 ずっと今日質疑の中でずっと聞いているのは、法解釈と、今後どう処理していくのかっていう県の検証を求めているわけですよ。見解を求めているわけなんですね。

明らかに貸付けでもないんですよ。貸借対照表に債務が上がらないので。寄付でもないんですよ。損益計算書で収入が上がらないわけですから。てことは出資以外ありえないんですよ。

今出し手の話のことで、受け手の処理の話ではないです。

本来であれば、資金剰余金ではないと、資本剰余金ではないと思ってるんですけど、受け手の話をしていない。出し手のことを言っているんですよ。

出資以外ありえないと思うんです。

だから、そこを増資に近いものかもしれませんがなくて、そこをしっかりと固めてほしいんですね。

それいつ固めることできそうですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

恐らく委員がおっしゃっているのは、日本国内でいくと、この3つしかないということだと思います。

今ちょっとこれ米国の話で、さらに今言っている増資、通常、日本で言う増資であれば、株券発行した形で資金を出す。それ引換えに株券をやって持ち株が増えるというのがこの増資に当たると思うんですけども、今回の場合は、資金は出してますけども、株券を発行したわけじゃなくて、それに伴う何らかのその対価を得てないというところなので、日本でいう増資とはちょっと違うのかな。要するに法律の違いによって、このような形になっているのかなというふうに考えております。

○宮里洋史委員 すみません。統括監、実はそこは、解釈の誤りであって、出資をしたから株券必ず発行されるっていう時代ではもうないんですね。それは、そうなんですよ。もう会社法も変わってますし。

出資をして、その時株券もらって、株式じゃなくても、ずっとお金を入れてた場合に、それをじゃ、資本に振り替えるときってというのは、そこで現物出資が発生するんですよ。お金であっても。要するにそれで経費精算してるから。民間会計では、ずっと貸付金、代表者貸して、ずっと経費を払ってると。

でもそれを代表者に返済できない場合に、現物出資って形で、資本金に入れることもできるんですよ。それ登記変更して。

だから、この件に関しては、出資以外、僕はありえないと思っているんです。受け手、法律が違ふとかじゃなくて、出し手の議論なので、出し手はもう出資しかもう今ないじゃないですか。

だから、そこはなんか、本当に対立ではないので、しっかり精算するためにも、そこは普通に日本の税理士の先生方に聞いたら分かる話なのでしっかり確認してほしいんですけど、いかがですか。

○又吉信基地対策統括監 今委員がおっしゃったような形でですね、そういう税理士含めてちょっと確認していきたいと思います。

○宮里洋史委員 21ページなんですけれども、2015年にビザ取得にかかるリーガルサービスとして、6万1000ドルとは別に、コア社に対して駐在ビザ取得及び赴任に係る支援として、4万7617ドル払うなど、疑問がある内容もあり、となっておりますが、二重契約、二重払いの疑惑が高まったと言えます。過去の全ての委託事業に係る一切の署名を、当委員会に提出すべきではないか、そうしなければ事実解明、責任追及がなし得ないので、この部分の委託事業の部分の資料の提出を求めます。

またですね、今回、資料で出てました再委託関係の領収書ございました。

支払い金額は全部黒塗りなんです。金額を見ないと、やはり確認できないので、DC社の支払い領収書全て見せていただきたいんですけども。

いかがでしょうか。

これは調査事項（2）の資金の流れに関することでも、調査項目に入っておりますので、ぜひ提供、そして黒塗りの解除を求めます。

○座波一委員長 休憩いたします。

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員、今、要求いただいたその資料のことについてですね、前回要求されたときの資料が、金額が黒塗りになっていたの、よく分からなかったという、内容が分からないのでそれが分かるようにしてほしいという御要望といたしますか、要求だと思っておりますけれども、黒塗りにした理

由についてですね、少し申し上げますと、再委託、金額を、明らかにすることによって、その企業の、営業上の利益に影響するのではないかということ、考慮したということではあるんですが、改めましてですね、もう一度、どのようなことができるか。情報公開条例の趣旨なども踏まえてですね、一旦検討させていただけたらというふうに思います。

○座波一委員長 ただいまの、この費用の支出に関して、2015年にリーガルサービスとして900万。コア社に対しとは別に、コア社に対し、ビザ取得等及び赴任に係る支援としての720万を支払うなどの内容があります。

それに関する支払った証明等の書類を要求したいということで、知事に求めるということでもあります。

これは対応できますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 改めてですね、出している資料もあるのではないということもありましたので、改めて出している出してないも含めてですね、確認をして、今この場で少しできるできないは、はっきり言えないんですけども、改めてできるできないも含めてですね、できるだけ早く確認したいと思います。

○座波一委員長 では一応要求というふうにしておきます。
休憩いたします。

○座波一委員長 再開いたします。

執行部提出資料の3月31日に提出された資料。再委託関係の資料なんですが、その部分で黒塗りになって金額が分からないという状況でありますので、これ分かるような形で、再委託に関する資料を出してもらえないかということなんですよね、今話はね。

それを資料要求しますということで、どうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 3月31日に黒塗りをした理由もですね、改めて確認もしながら、できるできない含めですね、できるだけ早めにまたお返事したいと思います。

○宮里洋史委員 以上です。

○座波一委員長 続きまして、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 先ほどからですね。追認によって瑕疵のですね、治癒、違法状態が治癒できると私も思っておりますし、皆さんが、そのようなことをやったことに対してはですね、本当にいろんな知見があつてですね、大変だつたと思います。

しかし、この自治法の中での今、治癒であつてですね、先ほどからも言われているように、米国法に関してはこれから検証していくつていうことですね、その辺をしっかりと調査していただきたいと思つておりますけども、この違法状態をですね、分かりながら治癒できないつていうのは本当に大変なですね、罪だと思つております。

今回検証委員会、そして、この百条委員会等の中ですね、違法状態を指摘されて、それを皆さんがまた判断しながらですね、追認して治癒していくことは、私は認められるんではないかなと思つてんですけど、その辺に関してですね、皆さんの認識をお願いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり検証委員会の中ですね、厳しく指摘を数多くですね、されておまして、結果としてといいますか、いろいろ様々な指摘をされる中で、違法の疑いも否定できないつていうような表現があるつていうことを重く受け止めております。

ただ私どもそれを重く受け止めつつですね、まだ違法だということを、私たちも確定しておりませんし、この報告書でも確定されてないということは一応前提としながら、しっかりと重く受け止めてですね、治癒できるのか、できる方向ですね、検討したいと思つています。

○新垣光栄委員 地方自治法上ですね、治癒は可能だと思つておりますし、これまでもずっとやって来たので、しっかりと検証していきながらですね、検証委員会の結果を踏まえながら治癒していただきたい。

それで今、ここではこの民法上のことを出していると、ここではこれは個別の状況であつてですね。

裁判の中で違法があるつていう確定の中での治癒できないつていうんだつたら分かるんですけども、この報告書ではそのようなこともですね、書かれてることに対してどのように感じておりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員御指摘の民法の116条が、何を規定してるか

と申しますと、無権代理行為の追認について規定をされておりました、追認は別段の意思表示がないときは、契約のときに遡って効力を生ずる。ただし第三者の権利を害することはできないというような規定になっております。

県としてはですね、この規定も、理解しながら、議会への経営状況の報告など、所要の手続を行うためにですね、まずはワシントンDCオフィス社の設立についての、県の意思を文書で決定をするという必要があると考えて、昨年令和6年12月24日付で追認という行為を行ったところです。

報告書においてはですね、この追認についても法的効果を論じる意義は見いだし難いという厳しい指摘がされているわけですが、その趣旨について、県としては、設立当時の文書による意思決定が、その時点で既に確認できていないという事実や、法定の手続がなされていなかったような、そういう事実については、事実自体が追認によってなくなるっていうものではない。

そういうことの指摘があり、行政組織である県に対して、反省を求めているということと受け止めておりますので、それも踏まえて、しっかり検証して対応していきたいと思っております。

○新垣光栄委員 私も反省を求めたですね、強い表現だと思っておりますし、治癒できるもんだと思っております。自治法だったらですよ。民法上はもう争わなければ、治癒できない部分もあると思うんですけども、皆さんがしっかりやれば、治癒できるもんだと思っておりますので、しっかり対応していただきたい。

その中で、最後の報告書の免責事項の中ですね、本報告書の内容は法的助言を構成するものではなく、個別状況に応じた専門的助言に代わるものではありませんという、この免責事項があるものに関して、私理解できないんですけども、どういうふうに判断してますか。

○米須清剛行政管理課長 この検証委員会につきましてはですね、知事の私的諮問機関という位置づけで検証委員会を設立しているところでございます。

各委員になっていらっしゃる方々は弁護士であったりとか大学の先生、マスコミの専門家の方々が就任いただいております。

この専門家の方々の知見によって、今回のワシントンの問題について検証をいただいているというような内容になっています。

あくまでこちらの附属機関であったりとか、自治法に基づく附属機関、そういった公的な位置づけではなくて、あくまでこの専門家の方々の私的な知見を知事のほうにアドバイスをさせていただくということを御了解いただいて、この委員会として立ち上げているところです。

その範囲内で、この一番最後にありますが、例えば、法的助言、例えば法的な法律に基づくような助言、そういったものでは構成するものではなくて、今この与えられたこの資料とか、限られた時間、ここで専門家として、申し上げられる部分というのにも限りがありますと、私的な部分で、知事に、御助言申し上げてるといような趣旨でございますので、特に検証委員会がこれは単なる御意見というのではなくて、知事に対して専門家の私的な部分での助言を行っているという位置づけになっております。

以上です。

○座波一委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 3月18日の予算特別委員会、総括質疑においてのですね。要求のあった資料提供について、何点か確認させてください。1に適法である旨の見解を得ておりますと、これ適法の内容を教えてください。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

ワシントン駐在を通して、移民法の専門の弁護士の方に確認したものが根拠でございます。

○仲里全孝委員 その内容を教えてください。法律的なもの。

この件はですね、9月から我々皆さんに要望してるんですよ。だから適法じゃないというのは、明文化されてきてるから。

さきの検証委員会でもですね、担保は取れないとかいろんな疑義が出てるんだけど、皆さんが違法じゃないって、24日に出していたんですよ。

ちょっと法律的に教えてもらえないかなと思って。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

別添資料の1ページのこの資料は英文だったかと思えますけども、今それを訳したものを、読み上げたいと思えますが。

USCIS移民局は、請願書について、あなたの職務と併せて審査し承認しており、あなたのL1ビザが承認されている以上、承認された期間において、米国におけるあなたの雇用は適法で合法的なものであるということになっております。

○仲里全孝委員 あなたって、これどこで働いてんの、英文の中身。これあな

たを指している、どこで働いているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これは駐在職員宛てのメールに書かれているものですので、あなたっていうのはその駐在職員になるもので、つまり、働いているのは米国内っていうことになるかと思います。

○仲里全孝委員 答弁は明確にしてください。株式会社で働いてるわけでしょ。沖縄県DCオフィス株式会社で、私たちの生活、仕事について管理、書かれてるじゃないですか。そうじゃないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃるとおりビザについては、ワシントンDCオフィス社にもと言いますか、に所属するということになっているかと思いますが、一方です、県職員の身分で、県職員の業務を行うということも併せて確か記載されていたかと思いますが、そういう申請の仕方になっているかと思います。

○仲里全孝委員 皆さんの見解を聞いてない。4か月なりますよ。この英文、把握しましたか、英語の中身。又吉統括監。我々ね、議員に対して、英文書のまま添付して出すのか。普通の行政の在り方で、内容を全部説明してください。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどの英文のですね、途中を読み上げたところの、我々訳したものの全文を読み上げたいと思いますけれども……。

○仲里全孝委員 皆さんからいただいた英文、添付して、これは違法性ありませんでした、とこういうふうを送られてるんですよ。

なんで我々にね、仮訳とか、皆さんの考え方、これ今、又吉統括監も、これ中身分からないんだよ。

沖縄県と、アメリカ合衆国のやり取り、メールのやり取り、最低であっても又吉統括監とか、知事公室長に目を通して、これ目を通してね、議会に出すべきじゃないの。

これどういう意味か分からない。

それにですね。L1ビザの件に関しては、私、皆さんに、9月から一般質問なり、我々の代表質問から聞いてるんですよ。こんなやり方ある。

検証委員会でも担保が取れない。だって雇用証明書がないの担保は取れないでしょう。ビザはDC株式会社が取っているんですよ。

株式会社を設置するには、先ほど統括監が説明したじゃないですか。

条例制定をして、ちゃんと派遣をして、そこでL1ビザを取るとか、現在、公務員ですよ。本当にこんな行政のやり方ある。こうやって出して、皆さん翻訳しなさい。これが我々のあれですよと、どこに法律根拠を書いているの、ここに。何も書いてないよ。違法ではありませんと。もう少し真摯にね。

こういったことを、統括監が分かっているんだったら、もうこれ把握してたよ。中身。知事公室長が、だから今までの委員会とか混乱を来しているんだよ。

さっきのもあるんだけど。委員長、以上です。

中身把握してないから、質疑になりません。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員長から本件については、知事公室として正式に委員会へ提出している資料についての説明ができないというのは、大変な問題であるので、改めて正式に回答するよう発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

又吉信基地対策統括監。

○又吉信基地対策統括監 改めて仮訳付けた形です、お示ししたいと思います。

○仲里全孝委員 統括監、仮訳云々じゃないですよ。仮訳してもいいから、統括監、中身把握してくださいよ。この中身ね、法律根拠あります。

しかしそうじゃありません。内容を見たら、何をやってんのか分からない。

議会だよ、議会。ちゃんと目を通して、知事公室長にこうですよっていうのを説明しないとイケないんじゃないですか、皆さん。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

おっしゃるとおり、公室長で確認した上で、仮訳もつけて、提出したいと思います。

○仲里全孝委員 以上です。

○座波一委員長 ほかにありますか。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 何点か確認させてもらいます。

まずこのワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書、これはどなたが作成されたのでしょうか。

○米須清剛行政管理課長 今回の調査検証委員会につきましては、6人の委員で構成する検証委員会のほうで作成されております。

委員の構成としては弁護士が3名、大学の教授が2名、マスコミの経験者が1名の計6名で作成している報告書となっております。

以上です。

○上原快佐委員 先ほどの光栄委員の質問とちょっと重複する部分もあるんですが、この最初の部分ですね、はじめにのところで、この委員会というのは、適法性を検証し、提言を行うというふうに書いてるんですが、先ほどの免責事項の最後のページ。その中では法的助言を構成するものではないと、専門家の助言に代わるものでありませんというふうな形で、免責事項があるわけですよ。となると、先ほど専門家の方6人が、検証委員会の委員だとおっしゃってましたけれども、そうすると、この報告書自体がどういうふうに位置づけられるものなのかと。いうことに、やはり疑義があるわけですよ。

そこの部分の説明をお願いします。

○米須清剛行政管理課長 本検証委員会につきましては、知事の私的諮問機関ということで位置づけておりまして、6人の委員の先生にも御了承いただいて検証いただいたところでございます。

それぞれの弁護士であったり教授といったお立場の中で、それぞれの専門家の知見を通して、今回のワシントンの駐在に関する疑義について検証いただいたというところでございます。

時間的にも限られておりまして、また、情報も少ない中で、言語も2か国語に渡るということもあったり、かなりの制約がある中で、この報告書という形で御指摘させていただいてるということで賜っております。

これも限られた時間で、まだ、今後また新たな事実が出てくる可能性もあるということも、委員会としてはありつつ、個別の状況に応じた専門家の助言に

代わるものではないという表記になっているというふうに認識しているところ
でございます。

○上原快佐委員 分かりました。

この報告書の中で明確に違法とされている部分がありますか。

もしあるとすれば、何法の、第何条何項に違法、違反するのかということま
で教えてください。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

明確に今おっしゃったような、何法の何条何項に違反するなどというよう
な記載はないというふうに認識しております。

○上原快佐委員 違法であると判断をするのは誰ですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

民事とかであれば裁判所、あるいは地方自治法等の解釈ということであれば
総務省、それぞれによって分かれるのかなというふうに考えております。

○上原快佐委員 米国内で違法であるという判断をするのは誰ですか。

○又吉信基地対策統括監 恐らく米国の裁判所がそういう判断するところだ
というふうに認識しております。

○上原快佐委員 違法であると判断するためには、訴えがないといけないと思
うんですけれども、その訴えをする、いわゆる原告適格があるという人は誰に
なるんですか。

○又吉信基地対策統括監 すみません。

今ちょっと米国法詳しくないものですからすぐに、どういう人たちが対象な
るかとお答えするのはちょっと困難であります。

○上原快佐委員 そこら辺もやはり踏まえた上で、この検証結果を踏まえて、
さらに精査しないといけないと思うんですけれども。

今のこの指摘も含めて、どうなったら違法になるのかという部分。違法と判
断されるのか、どの法のどの部分に引っかかるのかというのが明確じゃないと、

今後、要は改善のしようがないわけですよ。

もちろん瑕疵がある部分は、もちろん改善してもらいたいけれども、明確に違法という部分もあるのであれば、しっかりと、どういうことになったら違法だと判断されるということもしっかり踏まえた上でやらないといけないと思うんです。

さらに、米国の場合だと、各州によって弁護士の資格も異なりますよね。ワシントン事務所においては、DC法に精通している方にも、もちろん相談して、今まで運用してきたとは思いますが、やはり、今回の検証委員会の中では、もちろん米国の他の州かもしれませんが、法律に詳しい専門家の方が、指摘をしているわけですよ。

ただ、弁護士によって法解釈、もちろん変わってくるし、司法判断するのはまた別なものですから、様々な形で精査をしていく上ですよ、セカンドオピニオンのものっていうのは、やる必要があるかと思えますけれども、いかがですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

これも、今後の話ではあるんですけども、我々は新たな体制ですね、ワシントン駐在については、駐在って形なるのかどうか分からないんですけども、その機能については、新たに提案していきたいというふうに考えております。

当然その中でですね、適法にやるためにはこのワシントンDCのこの法律、DCかどうかちょっと、今後の検討だと思うんですけども、現地の法律に詳しい人に聞く必要があると考えております。

今回の、平成27年からの契約について言うと、向こうのDCに所属してDCにいる現地の米国人の、この法律の方をお願いしたものですから、どうしても訳とかですね、いろいろ手続をやるに当たっては、コア社のほうにも別途委託した形で、この訳してもらったりとか、あるいは調整してもらってという手続が発生しておりました。

それを踏まえて今回ですね、このワシントンDCについて、日本人で登録してる弁護士がいないかと、いうことを調べたところ、20名弱ほどちょっと出てきておりますので、そういう人たちからですね、意見を聞きながらですね、ここにあることを含めてですね、ちょっと意見をもらっていきたいというふうに考えております。

○上原快佐委員 米国の法律に従って運用していく、検証していく部分については、そこら辺やはり専門家の知見っていうのが必要になってくるので、そこ

ら辺をお願いしたいと思います。

一方で、国内の日本のですね、弁護士資格をお持ちの先生方も、資格であったりだとか、法学部の先生であったりだとか、いらっしゃるんですけども、その方たちも含まれている中で、国内法に明らかに、抵触する、違法であるというふうな指摘がありましたか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

国内法について、具体的にどの法律に違反してるというものは、この報告書の中では出てこない、出てきてないというふうな認識でございます。

○座波一委員長 以上ですね。

質疑なしと認めます。

以上で、ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書についてに対する質疑を終結します。説明員の皆さん、大変お疲れさまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席後、今後の参考人招致に関する日程案について事務局から説明を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

今後の参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、その日程等の詳細については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座 波 一